

# 第4期遠野市地域福祉計画

(令和3年度～令和7年度)

健やかに人が輝くまちづくり

令和3年3月

遠 野 市



## はじめに

近年、少子高齢化の急速な増加などを背景に、地域課題はますます複雑多様化しています。令和元年12月以降発生が報告された新型コロナウイルス感染症の流行拡大などにより、今までの「当たり前」が当たり前ではなくなり、「新しい生活様式」への移行が求められ、時代は急激に変化してきています。

この激動の時代に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域共生社会の実現を図るため、市民・行政・事業者などが互いに助け合い、支え合っていくことが重要であることから、本市では、平成28年3月に「第3期遠野市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の取り組みを総合的に推進してきました。

一方、国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現に向けた改革を進め、平成30年4月に改正社会福祉法が施行されました。

こうした市の取り組みや国の制度改革の内容等を踏まえつつ、昨今の社会情勢や地域の実情に応じた地域福祉計画の取り組みをさらに一歩進めることができるよう、このたび「第4期遠野市地域福祉計画」を策定いたしました。

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、本計画では、「住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるための地域共生社会の実現」「包括的な支援体制の整備」「地域における安心・安全の確保」の3つの基本理念を柱に、市民ひとり一人が心身ともに健康で安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

本計画策定にあたりましては、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様や関係機関・団体の方々に、心から感謝申し上げますとともに、今後の本計画の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

遠野市長 本田 敏秋

## 第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	4
(1)	法律等による位置づけ	4
(2)	地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義	5
(3)	第2次遠野市総合計画基本・後期基本計画	6
(4)	主な関連計画	9
(5)	各計画との関係図	10
3	計画の期間	11

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

I	第2次遠野市総合計画後期基本計画	12
1	健康づくりの推進	12
(1)	健康づくり活動の推進	12
(2)	医療体制の充実	16
2	地域福祉の充実	17
(1)	地域福祉活動の充実	17
(2)	高齢者の生きがいづくりの推進	19
(3)	介護予防・介護サービスの充実	20
(4)	障がい者福祉の充実	23
3	子育て支援の推進	25
(1)	少子化対策・子育て支援	25
(2)	児童・母子等福祉の充実	27
II	市長と語ろう会	30

## 第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	31
2	施策の基本目標	32

## 第4章 地域福祉推進のための施策

1	基本目標1 人づくり ～地域を支える人材の育成～	34
2	基本目標2 仕組みづくり ～支援につながる・つなげる仕組みの展開～	37
3	基本目標3 まちづくり ～新たな地域支え合いの構築～	44

## 第5章 行政区等再編に伴う新たな地域支え合い支援

1	「新たな地域支え合い」による「福祉でとのおのづくり」	46
2	「新たな地域支え合い」に係る連携協定書の締結	47
3	全地区センターへの相談員の配置	48
4	「新たな地域支え合い」によるこれからの地域づくり	49
	遠野健康福祉の里運営審議会委員名簿	51

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景・目的

現代の日本は、急激な少子高齢化や核家族化の進行により社会構造の変化、また、個人のライフスタイルの多様化等により、かつての日本の諸制度の基礎となっていた家庭や地域でお互いに支え合う機能の低下が顕著となっています。

また、既存の制度や分野にまたがり複合化・複雑化した課題や、制度の狭間にある課題も顕在化し、さらには予見が難しい課題が突発的に発生することもあり、福祉ニーズは多様化を極めてしています。

こういった社会情勢の中、平成29年度に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（地域ケアシステム強化法）により社会福祉法が改正され、平成30年4月1日に施行されました。その概要は以下のとおりで、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を目指すこととされています。

### 1. 地域福祉推進の理念を規定（第4条第2項/第5条/第6条第2項/第106条の2）

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定（第106条の3）

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

### 3. 地域福祉計画の充実（第107条/第108条）

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉計画についても同様。）

（厚生労働省作成資料「改正社会福祉法の概要」より抜粋。）

遠野市（以下「本市」という。）においては、平成20年から、人口の減少率が大きく高齢化率が高いという本市の地域特性等を反映した第1次、第2次及び第3次地域福祉計画を策定し、地域福祉の取り組みを推進してきました。

多様化する地域福祉のニーズに対応していく必要があることから、引き続き、地域福祉の取り組みを推進し、地域共生社会の実現を目指すため、社会福祉法等の関係法令の趣旨を鑑み、第4次計画を策定します。

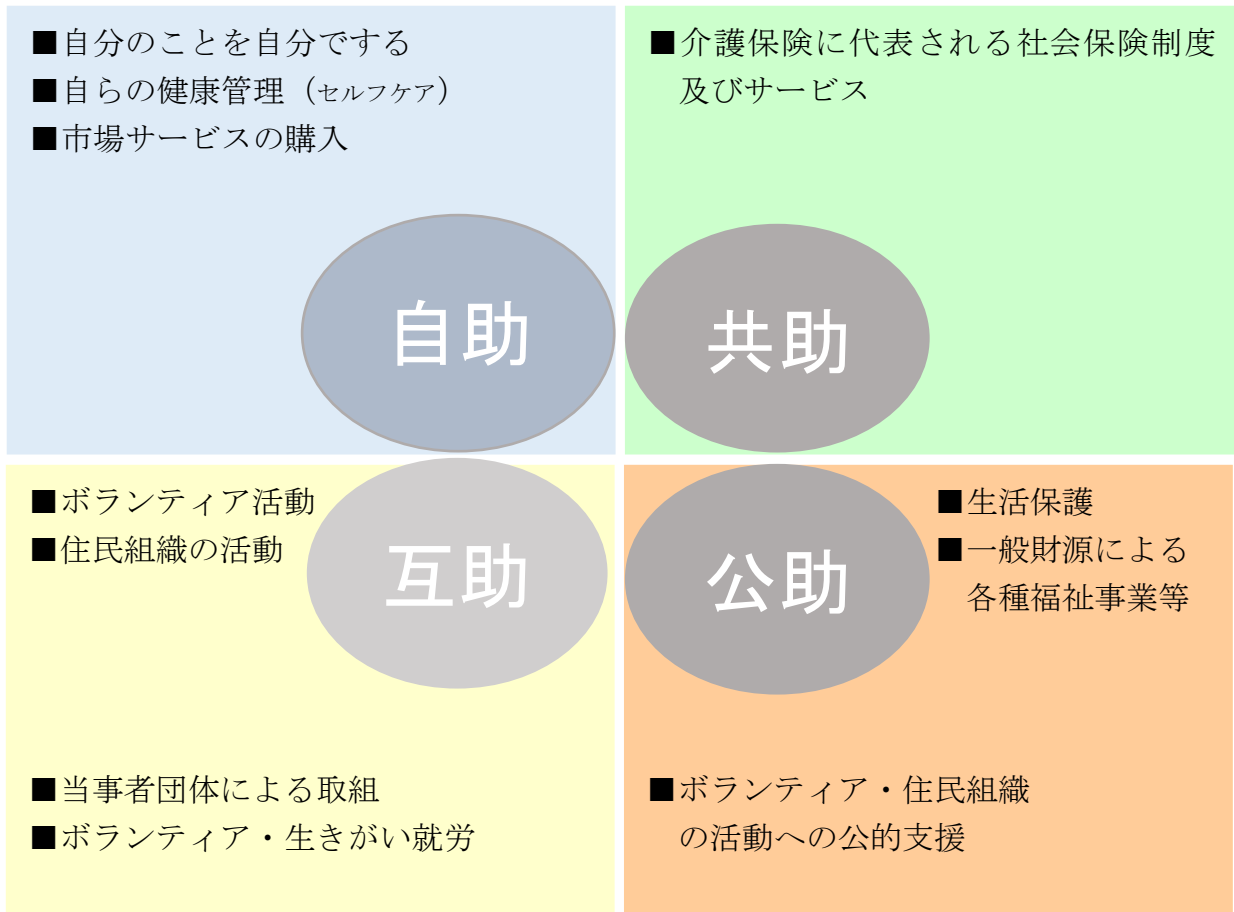
◎地域福祉とは…

福祉というと高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉などがそれぞれ分野ごとに対象が決まっており、その対象の方のための福祉と思う方が多いのではないのでしょうか。

「地域福祉」の対象は地域であり、そこに住んでいる住民です。地域には様々な方が住んでおり、課題や問題も多様であるため、一つの福祉サービスだけでは対応できないことがあります。そこで、公的サービスで対応できない課題に対して、住民が互いに力をあわせ、解決することが必要です。そうした意味では、地域福祉とは住民一人ひとりの力（自助）・住民同士の力（互助）・社会保障などの相互扶助（共助）・公的機関による支援（公助）など、重層的かつ相互的に進めていくものであるといえます。

地域福祉は、すべての住民の方が安心して生き生きと生活できるよう、自助・互助・共助・公助が協力し合うことによって、地域の様々な活動を活性化し、一人ひとりが自立した生活を送ることができる地域社会を実現する取り組みです。

【自助・互助・共助・公助の相関図】



それぞれの地域が持つ「自助・互助・共助・公助」の役割分担を踏まえた上で、「自助」を基本としながら、「互助」、「共助」、「公助」をバランスよく組み合わせていくことが必要となります。

福祉：すべての人を対象とした「**ふ**だんの**く**らしの**し**あわせ」であり、誰もが安心して暮らすことができることをいいます。

市民：市内在住・在勤・在学者のことを含め、市内で活動されている方、外国人など、本市に関わりのある人のことをいいます。

住民：実際に本市に住んでいる人。なお、本計画において市民と住民は時と場合によって使い分けています。

自助：市民（個人、家族など）が、自らの生活の質を維持・向上させるために行う努力と行動のことをいいます。

互助：自助ではできないことを、市民などで互いに支え合うことをいいます。

共助：介護保険に代表される社会保険制度及びサービスなどをいいます。

公助：公的機関による体制やサービスなどの支援をいいます。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法律等による位置づけ

第4期遠野市地域福祉計画は、社会福祉法及び関係通達等に基づき、定めるものです。

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなります。内容は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくものです。

また、地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされています。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。加えて、上記法改正において、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。

ほかにも、国からの通知で、要援護者や生活困窮者自立のための支援方策等、盛り込むべき事項が定められています。

岩手県においては、広域的な見地から市町村の地域福祉の推進を支援するものとして、社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として「第3期岩手県地域福祉支援計画（2019年度～2023年度）」を策定しています。

#### <社会福祉法 関係部分抜粋>

##### 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 3 市町村は、定期的にその策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

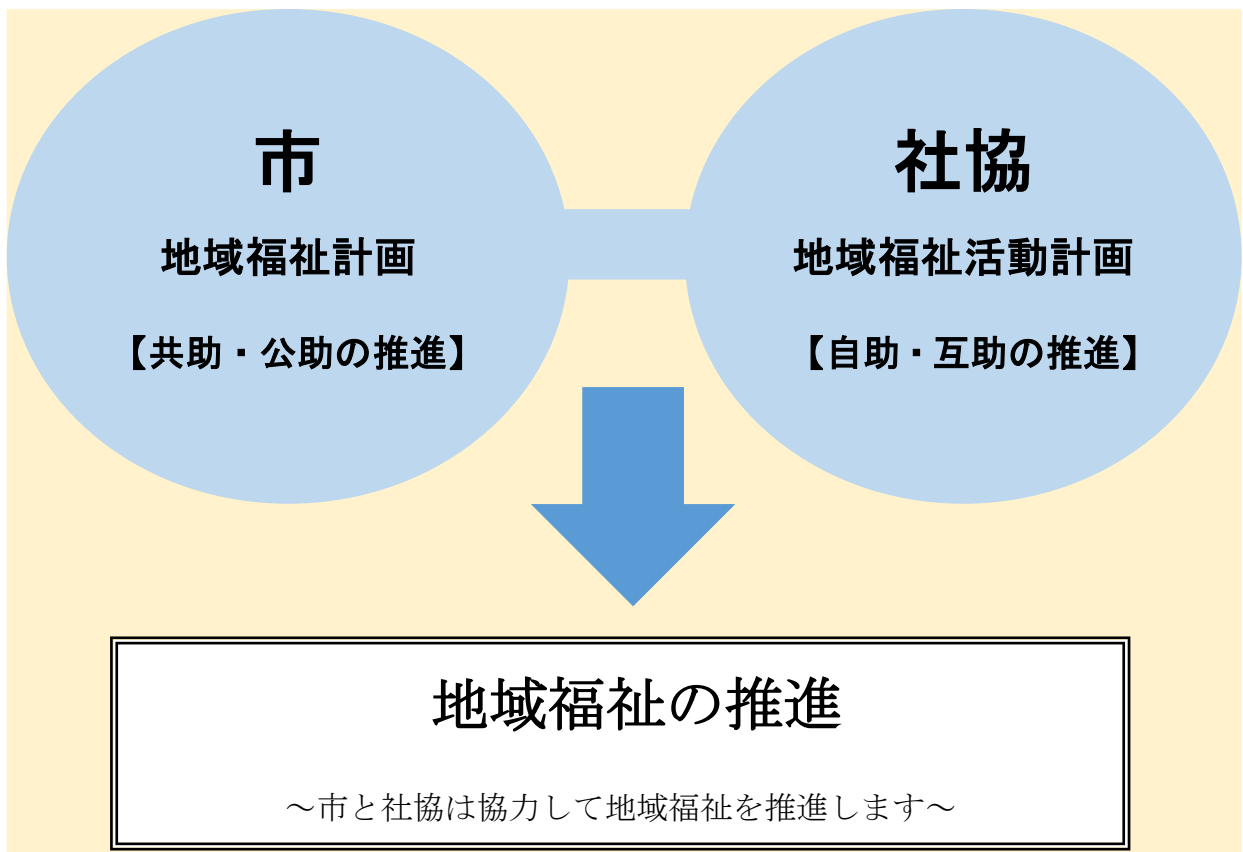
地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力をして、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画とされています。また、「地域福祉活動策定の手引き」((社福)全国社会福祉協議会)の中で、「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織立って行うことを目的として体系的かつ年度ごとに取りまとめた取り決め」と記載されています。

地域福祉活動計画は、「住民主体」と「住民参加」の下で進められるものとして、住民懇談会を開催し、住民の思いや気づきに由来した、共感に基づく自助・互助についてを住民の役割とし、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指していきます。

遠野市社会福祉協議会(以下、社協という。)では、第4次遠野市地域福祉計画との整合性を保ちながら、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指す住民活動の計画を策定します。

## (2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するため、「自助」「互助」の具体的活動を定める地域福祉活動計画を一体的に策定します。このことにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるものの役割や協働が明確になり、様々な地域課題を解決する福祉基盤を構築し、実行性を高めます。





### (3) 第2次遠野市総合計画・後期基本計画

第4期地域福祉計画は、第2次遠野市総合計画基本構想（平成28～令和7年度）及び後期基本計画（令和3～7年度）にもとづく当市の基本理念と将来像を実現するため、「大綱2 健やかに人が輝くまちづくり」における地域福祉全体を包含する計画として位置づけるものであり、各福祉関連計画及び関連施策との一体的な運用に資するとともに、住民主体の地域福祉の推進を図る上での基本的な考え（福祉を切り口としたまちづくりビジョン）を示すものとなります。

また、総合計画では施策の推進における基本的考え方を大綱2で「保健、医療、介護、福祉の連携を図りながら、遠野型地域包括支援システムを推進し、全ての市民が、心身ともに健やかで、いきいきとした人生を過ごし、助け合いながら輝くまちづくりに取り組みます。」と位置付けており、第4期地域福祉計画においても、この考え方を踏襲しつつ、地域福祉をより一層推進するものとします。

#### 第2次遠野市総合計画・後期基本計画

##### 【基本理念】：遠野スタイルの創造・発展

遠野スタイルとは、「地域の特性や資源を活かすこと」「市民が主体性を持つこと」「自分たちのまちをより良くしようと行動すること」を基調に展開するまちづくりであり、同時に、持続可能なまちづくりの仕組みを創造しようとする市民と行政の協働活動そのものです。

特に、東日本大震災において、人と人の絆、地域と地域のつながりにより、沿岸被災地の後方支援基地として救援物資の提供や人的支援に重要な役割を果たしたことも「遠野スタイル」の姿です。

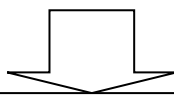
##### 【将来像】永遠の日本のふるさと遠野

「永遠の日本のふるさと遠野」は、自然と共生しながら、人々が健やかに輝き、活力にあふれ、ふるさとの文化を育み、市民一人ひとりの郷土への誇りと愛着と熱意によって、みんなで築くふるさとです。

悠久の時を越えて継承してきた遠野らしさを生かし育むとともに、その魅力を積極的に発信することにより、「永遠の日本のふるさと遠野」を創造します。

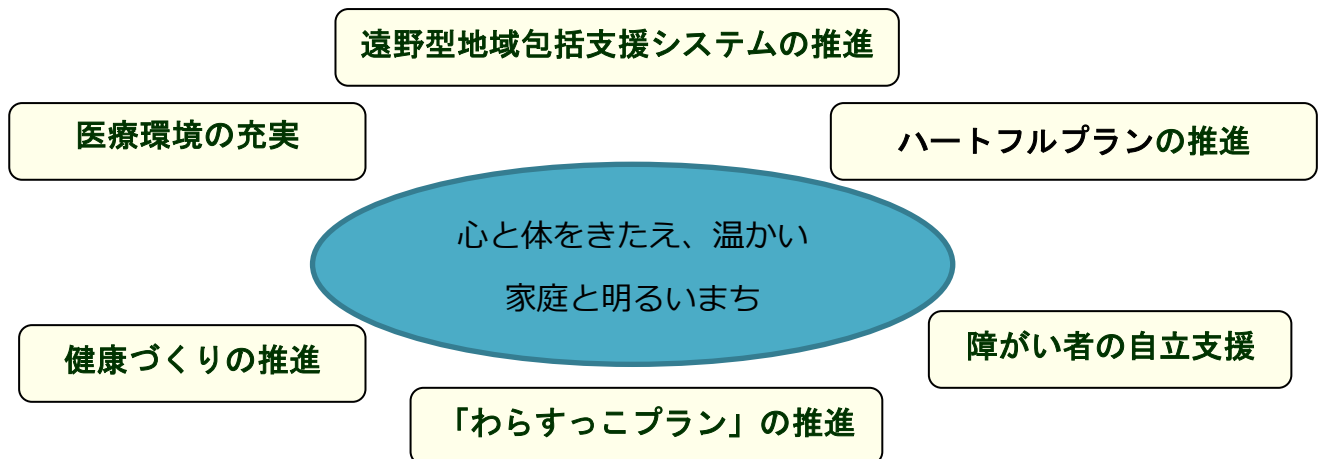
#### 大綱2 健やかに人が輝くまちづくり

心と体をきたえ、温かい家庭と明るいまちをつくります。

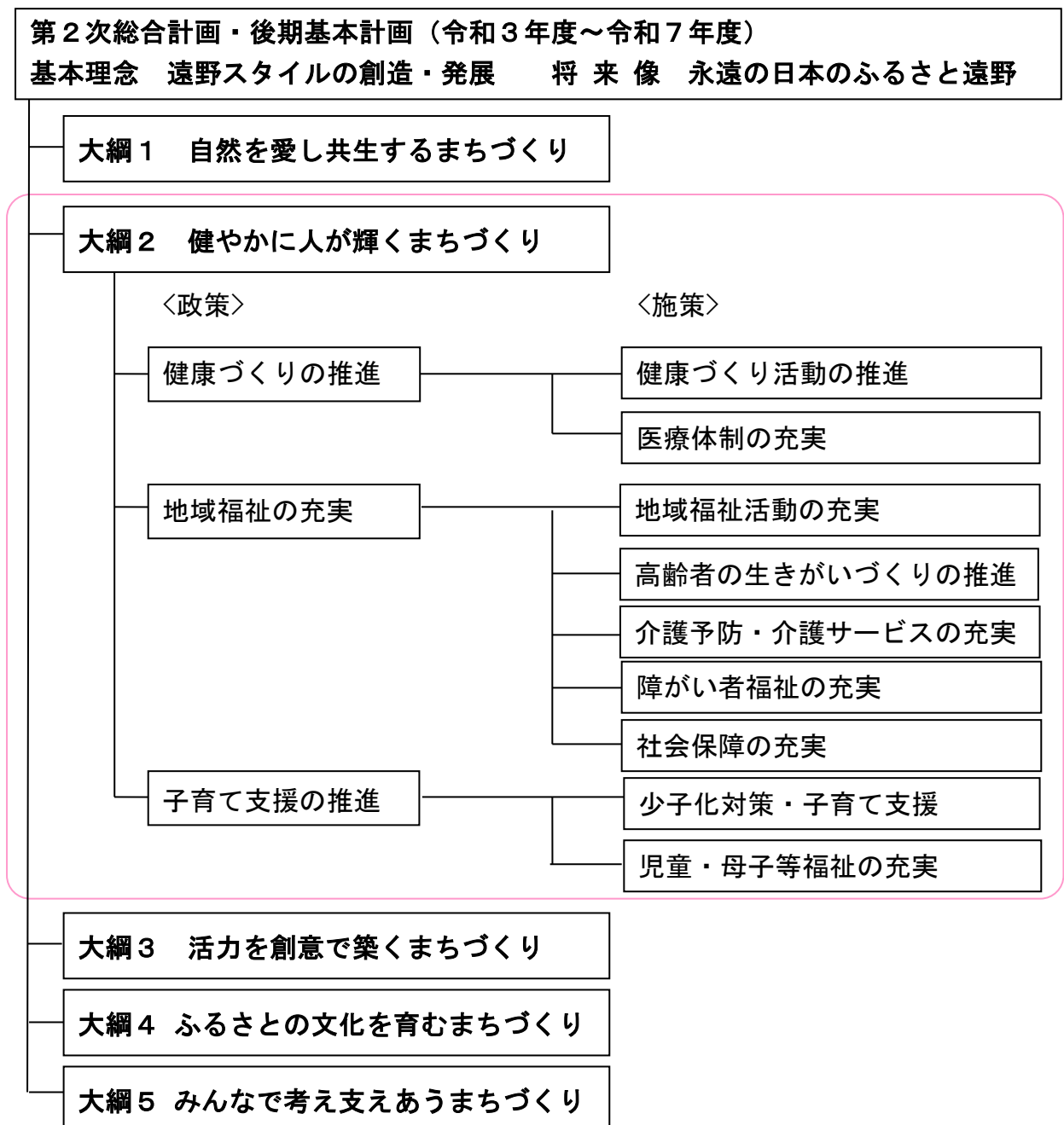


福祉を切り口としたまちづくりビジョン  
地域福祉計画の策定

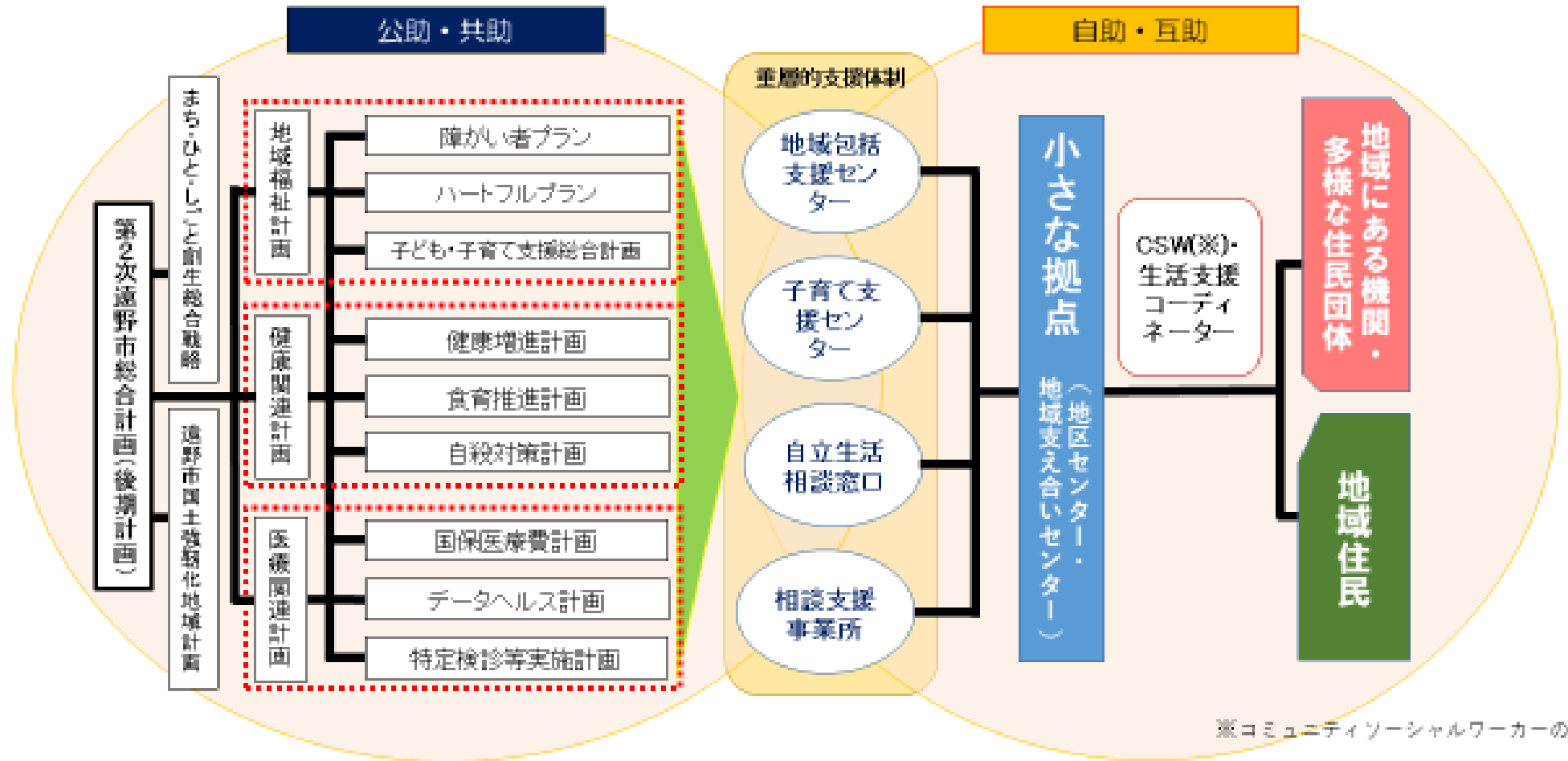
【基本計画における大綱2の方針】



【後期基本計画における大綱2の政策・施策】



第2次遠野市総合基本計画・後期基本計画  
大綱2 健やかに人が輝くまちづくり



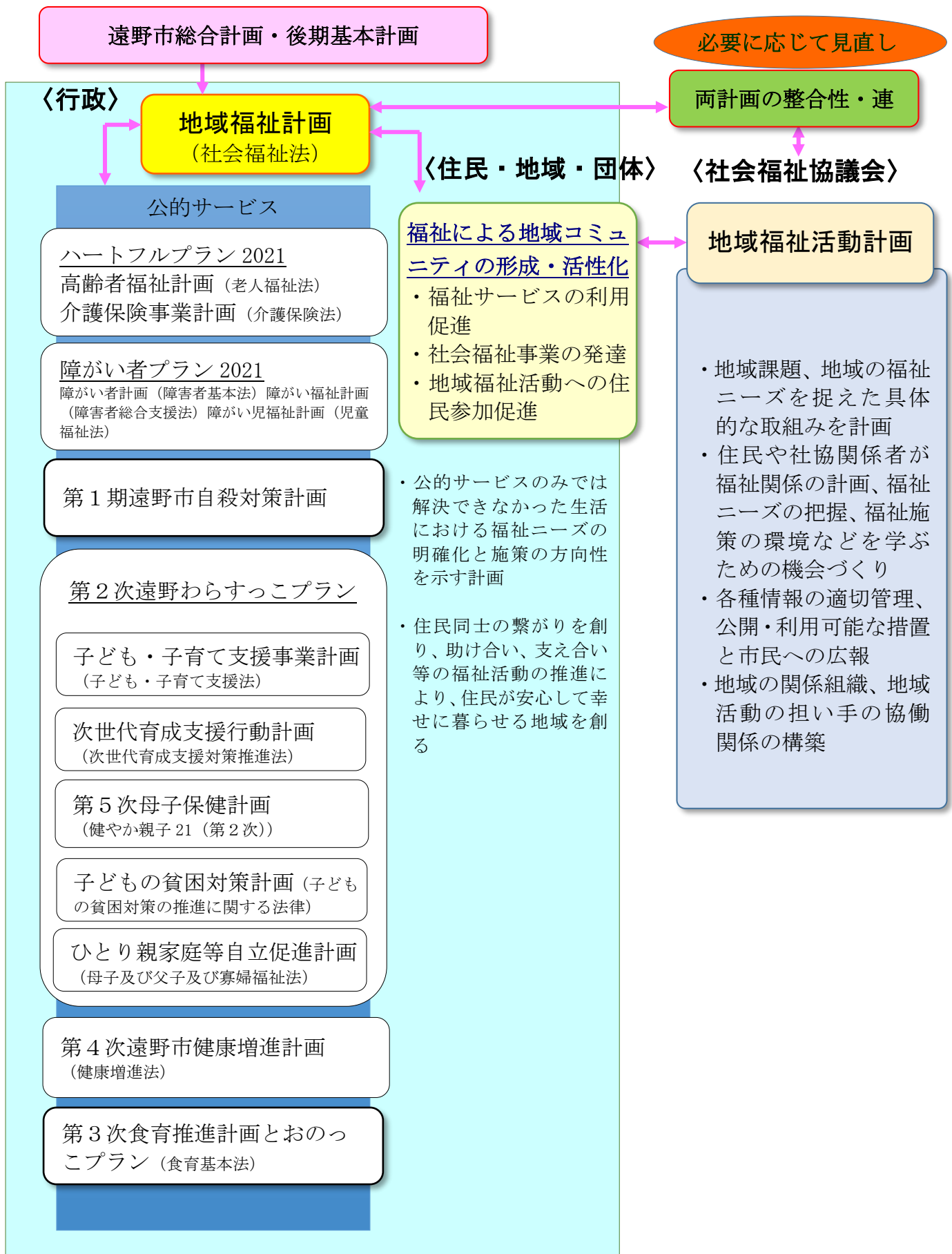
#### (4) 主な関連計画

地域福祉計画は、2000（平成12）年の社会福祉法により法制化され、高齢者・障がい者・児童・保健などの分野別の計画を「総合化」すること、また、その趣旨や性格から住民参加のもとに策定されるものとしています。

主な関連計画は、次のとおりとなります。

- a 遠野ハートフルプラン 2021（第八次高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画）  
「老人福祉法」の規定に基づく高齢者福祉計画及び「介護保険法」の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定した高齢者施策全般に係わる計画。
- b 遠野市障がい者プラン 2021（第5期障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画）「障害者基本法」に基づく障害者基本計画、「障害者総合支援法」に基づく障害福祉計画及び「児童福祉法」に基づく障がい児福祉計画を一体的に策定したノーマライゼーションの理念のもと、障がい児・者の社会参加等に向けた施策の充実を図る計画。
- c 第1期遠野市自殺対策計画  
自殺対策基本法に基づき、「いのち支え合う遠野 ～誰も自殺に追い込まれることのない遠野市をめざして～」を基本理念とし、本市における自殺対策に関する現状と課題、施策の方向性を明確にし、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための計画。
- d 第2次遠野市少子化対策・子ども・子育て支援総合計画（第2次遠野わらすっこプラン）  
これまでの遠野わらすっこプランを基礎として、子ども・子育てに関する各種計画を包含した、次代を担う子どもを産み育てる家庭を地域みんなで応援し、子どもが心身ともに健やかに育つための取り組みを推進する総合計画
  - (a) 第2期子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
  - (b) 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）
  - (c) 第5次母子保健計画（健やか親子21（第2次））
  - (d) 子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律）
  - (e) ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子及び寡婦福祉法）
- e 第4次遠野市健康増進計画  
健康増進法に基づき、住民の健康の増進を推進し、健康づくりの推進及び保健活動の充実を図るための計画。
- f 第3次遠野市食育推進計画とおのっこプラン  
「食育基本法」に基づき食を通じて健全な心と体・生きる力を育む計画。

(5) 各計画との関係図



### 3 計画の期間

第4期地域福祉計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5カ年とします。ただし、各個別計画の見直し時、あるいは地域福祉の急激なニーズの変化に対応するものとし、必要に応じて見直しを加えるものとします。

年度	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
市計画名										
総合計画	第2次総合計画基本構 想・前期基本計画					第2次総合計画 後期基本計画				
地域福祉計画	第3期					第4期				
障がい者（基本）計画	障がい 者プラ ン 2015		障がい者プ ラン2018 (第4期障がい 者計画、第5期 障がい福祉計 画、第1期障が い児福祉計画)			障がい者プ ラン2021 (第5期障がい 者計画、第6期 障がい福祉計 画、第2期障が い児福祉計画)			障がい 者プラ ン 2024	
障がい福祉計画										
障がい児福祉計画										
自殺対策計画						第1期			第2期	
ハートフルプラン（高齢者 福祉計画・介護保険事業計画）	第6期		第7期			第8期				
遠野わらすっこプラン	少子化対策・子育て 支援総合計画(H27～)					少子化対策・子ども・子育 て支援総合計画				
子ども・子育て支援事 業計画	第1期計画					第2期計画				
次世代育育成支援行動 計画	延長前期計画					延長後期計画				
母子保健計画	第4次計画					第5次計画				
子どもの貧困対策計画						第1期計画				
ひとり親家庭等自立支 援促進計画						第1期計画				
健康増進計画	第3次計画					第4次計画				
食育推進計画	第2次計画					第3次計画				

【過去の計画期間】第1期計画（平成20～24年度） 第2期計画（平成25～27年度）  
第3期計画 5年間（平成28～令和2年）

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### I 第2次遠野市総合計画後期基本計画

第2次遠野市総合計画後期基本計画の策定により、地域福祉を取り巻く現状と課題が整理されていることから、ここに再掲するとともに、必要な資料を補足する。

#### 1 健康づくりの推進

##### (1) 健康づくり活動の推進

###### 現状と課題

岩手県は、全国と比較し脳卒中死亡率が顕著に高く、本市においても脳卒中及び心疾患の死亡率が高い傾向にあります。死亡原因のトップであるがん（悪性新生物）は、検診による早期発見・早期治療が最も効果的であり、また、脳卒中や心疾患の原因となる生活習慣病は、保健指導等による行動変容などで抑止可能な病気であることから、がんと生活習慣病については、重点的に対策を講じていく必要があります。

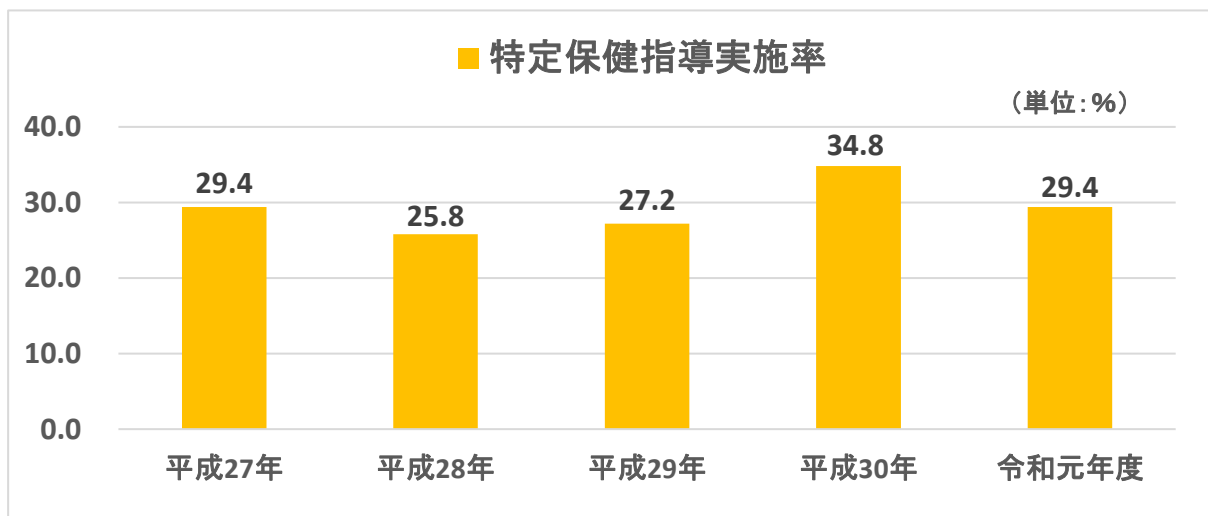
特に生活習慣病の重症化は、医療費や介護費が医療経済的にも社会的にも大きな負担となります。費用の抑制の面からも、一層の重症化対策に努める必要があります。

健康づくりでは、各種検診や保健事業、ICTを活用した健康増進事業「ICT健康塾」などにより、社会参加や仲間づくりを通じて、自身の行動変容を狙いとした健康づくり、介護予防に取り組んできました。今後さらに事業を進展させる必要があります。

スポーツでは、生涯スポーツやアスリートスポーツにおける市民ニーズの多様化が進み、これらに応えるための指導者等の育成、施設の改修等が課題となっていることから、関係機関・団体と連携しながら、これらの課題解決に努めてまいります。

母子保健では、生涯を通じて健康な生活を送るための第1歩であり、すべての子どもが健やかに成長していく上での健康づくりの出発点です。次世代を担う子ども達を健やかに育てるための基盤となることから、妊娠期からの取組が重要です。

少子化、核家族化の現状のなか、子育てを取り巻く環境は厳しく、家族のみならず地域社会と連携した切れ目のない子育て支援を進める必要があります。



## 施策の方向

### ① 保健活動の推進

#### a 母子保健

- 遠野市助産院「ねっと・ゆりかご」に助産師が常駐し、産科医療機関等と連携しながら健康相談やICTを活用した妊婦健診等を実施し、妊産婦とその家族の不安と負担軽減を図り、安心・安全にお産ができる環境づくりを推進します。
- 乳幼児健康診査や各種育児相談を充実させ、疾病の早期発見のほか、育児不安や育児上の困難感を抱える親を支援します。
- 専門職による乳児家庭全戸訪問を実施し、育児不安の軽減、乳児家庭の孤立化予防に努めます。また、さらなる支援が必要な家庭には、養育支援訪問や電話相談など、継続した支援を実施します。
- 乳幼児及び児童生徒を対象に、予防接種法に規定されている定期予防接種を公費負担により実施し、各種感染症の発病及びまん延の防止を図ります。
- 妊娠期、乳児期、学童・思春期に合わせた食育を推進します。
- 乳幼児の歯科健康診査や口腔衛生指導を通じて、むし歯の有病率の低下に向けた歯科保健事業を推進します。
- 家庭内における食生活習慣や歯の健康について、家庭で一緒に知識を共有する機会の創出等により、むし歯予防の推進に努めます。

#### b 成人保健

- 生涯を通じた健康の保持増進を図るため、年代別や地域、事業所を対象に健康課題に基づいた健康教育、健康相談、訪問指導の実施、また、疾病予防や早期発見を目的とした各種検診など、総合的な保健事業を実施します。
- 脳卒中や糖尿病などの生活習慣病の予防や、がんの早期発見・早期治療のため、市医師会など関係機関と連携し、就労世代にも受診しやすい検診体制の整備に努め、受診率の向上及び受診後の個別指導の徹底を図ります。
- これまでのICT健康づくり事業をさらに進展させるため、全国で同様の事業に取り組む自治体と連携し、事業の周知徹底を図るとともに、引き続き参加者の拡大を目指し、医療費の削減と健康寿命の延伸に努めます。
- 介護予防に資する「住民主体の通いの場」の推進を図り、地域で自主的かつ持続可能な健康づくり及び介護予防ができるよう支援します。

#### c 食育の推進

- 「食を通して健全な心と体、生きる力を育む」ことを目的に、第3次遠野市食育推進計画（とおのっこプラン）に基づき、家庭・地域・学校・生産者等と連携を図り、市民の心身の健康と豊かな人間形成の実践に取り組みます。
- 総合食育センターを食育推進拠点に、子どもから高齢者まで総合的な食育の展開を図るとともに、食育推進ネットワーク会議及び食生活改善推進員などの健康づくりサポーターを核とし、関係課と連携した活動により、地域に広く食生活改善の定着を図ります。



## ② 生涯スポーツの推進

- 市民それぞれの体力や年齢、目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設の利活用の推進、運動教室等の開催といったスポーツ環境の充実に取り組みます。
- 市民センター等を活用した大人向けの「エクササイズ教室」や、就学前の子どもを対象とした「キッズ元気アップ応援隊」の実施など、幅広い年代における生涯スポーツ活動の充実に図ります。

## ③ アスリートスポーツの振興

- 体育協会、スポーツ少年団等への活動を通じて市民の競技力の向上と指導者の育成に取り組み、全国大会等への出場に向けた支援を図ります。
- 関係団体と連携して、トップアスリート等による技術指導を行い、児童生徒の競技力向上を図ります。
- スポーツ施設の有効活用を図るため、関係機関と連携し、市外スポーツ団体等の合宿誘致に取り組みます。
- 老朽化したスポーツ施設については、計画的な改修や修繕に努めます。

## ●みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
21	乳幼児健康診査の受診率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	乳幼児健康診査の全員受診を維持する。
22	3歳児むし歯有病率	%	24.5	20.0	20.0	20.0	15.0	15.0	家庭内のう歯予防指導の充実に図り、令和7年度までに、国の示す目標値15.0%を目指す。
23	麻しん風しん混合予防接種の接種率	%	98.8	97.0	97.5	98.0	98.0	98.5	麻しん・風しんの発症を防ぐため、国の示す目標値95.0%以上を目指す。
24	朝食をとる習慣のある子供の割合	%	92.2	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	朝食をとる習慣のある子供の割合が低下傾向にある現状を踏まえ、過去5年間の平均値94.6%を上回る95.0%を目指す。
25	I C T健康づくり事業参加者数	人	1,279	1,800	1,900	2,000	2,100	2,100	現状から会員による口コミを強化し、800人以上の新規参加者を確保する。
26	特定健康診査受診率	%	50.2	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	健診日程の周知方法や機会の拡充により、国の示す60.0%の受診率を目指す。

27	特定保健指導実施率	%	29.4	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	特定保健指導対象者に対する周知方法や機会の拡充により、国の示す60.0%の実施率を目指す。
28	特定保健指導改善率	%	16.9	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	特定保健指導対象者の状況に応じた保健指導等の実施により、25.0%の改善率を目指す。
29	がん検診受診率	%	30.1	30.2	30.3	30.4	30.5	30.6	国民健康保険被保険者で国推奨の年齢者の受診率について、周知方法や機会の拡充により、令和7年度までに30.6%の受診率を目指す。
30	がん検診精密検査受診率	%	88.9	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	精密検査対象者に対する受診勧奨により、90.0%の受診率を目指す。
31	スポーツ施設利用者数	人	199,168	200,000	200,200	200,400	200,600	200,800	市内スポーツ施設の利活用の推進により、現状に対し、毎年度200人増の利用者数を目指す。
32	スポーツ合宿誘致件数	件	3	5	5	6	6	6	市外からのスポーツ合宿による、交流人口と地域経済の拡大を図るため、令和7年度までに6件の合宿誘致を目指す。
33	市内文化・体育振興団体からの受賞者数	件	52	52	54	56	58	60	(一財)遠野市教育文化振興財団顕賞受賞(体育部門)・遠野市体育協会栄賞受賞件数を、現状対し、毎年度2件の増加を目指す。

## (2) 医療体制の充実

### 現状と課題

全国的な医師不足及び都市部への医師の偏在により、地方の医療機関では医師の確保が課題となっています。さらに、令和2年に世界的に広がった新型コロナウイルス感染症は、特に医療資源の乏しい地方において、予防対策の強化や検査体制の構築など地域医療を守るため、医療体制の充実が必要なことを浮き彫りにしました。

本市では、地域医療の中心的役割を果たす県立遠野病院の医師確保を優先課題とし、病院と連携して、医師の確保に取り組んできました。

しかしながら、産婦人科医師の不在をはじめ、多様化する市民の医療ニーズに対応した専門医師の不足などの課題があり、また、地域医療を感染症から守るための取組が必要になっていることから、今後も医療体制の充実に向けた継続的な取組が必要です。

### 施策の方向

#### ① 医師の確保と地域医療体制の充実

- 地域の基幹病院であり救急医療を担う県立遠野病院の医師の確保に向け、病院との情報共有を図り密接な連携体制のもと招へい活動を推進します。
- 市民一人ひとりが地域医療の担い手としての意識の醸成を図り、かかりつけ医を持つことや受診マナーなどの啓発を進め、良好な医療環境づくりに努めます。
- 国民健康保険診療施設は、県立遠野病院及び民間の診療所を補完し、医療を必要とする地域住民のニーズに対応した運営を継続します。また、外来診療のほか、在宅ねたきり高齢者等への訪問診療の実施、介護予防や疾病予防活動に取り組み、保健・予防を包括した地域医療を推進します。
- 国民健康保険診療施設は、地域包括支援センターと連携を図り、認知症患者に対する医療支援及び生活支援体制の構築に向けた取組を基盤とし、特に課題としている認知症患者の服薬支援について、居宅介護支援事業所や市内の薬局との連携により、在宅での服薬管理の支援に取り組めます。
- 訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導など介護と連携した在宅医療の充実に努めます。
- 県立遠野病院や遠野市医師会及び遠野歯科医師会と連携し、休日当番医による安心・安全な休日医療体制の充実に努めます。
- 新型感染症のまん延から地域医療を守るため、県立遠野病院や遠野市医師会と連携し、検査体制の支援や感染拡大の防止に取り組めます。
- 妊娠・出産・子育てに至るまでの必要な医療を確保し、母子の体と心の健康を維持するための拠点となる「ウィメンズ・チャイルドクリニック（仮称）」及び「産前産後ケアセンター」構想を推進します。
- 産婦人科・小児科のかかりつけ医として市民の健康を守る「ウィメンズ・チャイルドクリニック（仮称）」に必要な医師等の人材確保や運営方法を検討します。
- 遠野市助産院「ねっと・ゆりかご」が培ってきた妊産婦への健康相談支援のノウハウ

ウや助産師等の人材を生かし、広域の妊産婦を受け入れ、身体的な回復や心理的安定を促進するケアを行う「産前産後ケアセンター」の実現に向け、県、広域市町村及び医療機関等と設置・運営方法の調整を図ります。

## ② 広域救急医療体制の確立

- 高度・専門医療体制の充実に向けて、市内各診療施設と近隣市町村の各医療機関、高機能病院との連携強化を図ります。
- 東北横断自動車道釜石秋田線の利用やドクターヘリの運用により、市外の医療機関と連携を図り救急搬送体制をさらに強化します。

## 2 地域福祉の充実

### (1) 地域福祉活動の充実

#### 現状と課題

本市の地域情勢は、従来から言われている人口の減少に伴う少子高齢化に加え、社会生活に対する価値観の変化や人との関わりを持たない生活者の増加、婚姻及び出産年齢の高齢化などが進んでいます。

これらは、地域づくりを進めていくための人材不足に加え、生産年齢層の引きこもり、高齢の親が壮年の子の面倒を見る 8050 問題、親亡き後の障がいを抱える子の生活の自立、高齢者や障がい者、育児など複数のケアを同時に行うダブルケア問題など、個人ごとの生活課題に対応した支援が必要になっていきています。

これまで、高齢化対策においては「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者においては「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各分野・制度において支援の活性化や地域連携、ネットワークづくりを進めてきました。

今後、すべての人が年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられるよう「重層的支援体制」(全世代・全対象型地域包括支援体制)を構築していく必要があります。

#### 【被保護世帯、被保護人員、保護率の推移】 (単位：世帯、人、%、各年度平均)

年度	保護世帯	保護人員	保護率	保護率(岩手)	保護率(全国)
27	229	304	10.82	10.83	1.70
28	223	289	10.45	10.68	1.69
29	206	260	9.4	10.52	1.68
30	201	252	9.27	10.46	1.66
元	196	239	9.02	10.54	1.64

※①保護率(岩手)は、各年3月末現在の数値(岩手県保健福祉部発 生活保護状況より)

②保護率(全国)は、厚生労働省統計情報・白書の被保護者調査の数値

## 施策の方向

### ① 地域包括ケアシステムの推進

- 重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に受けられる地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、多機関協働により課題の解きほぐしや役割分担を図り、各機関の円滑な連携を基に支援していく重層的支援体制の構築を推進します。
- 地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉え、地域力でその課題を解決できる仕組みづくりを関係機関との連携のもと進めていきます。
- 多機関による協働支援体制の充実を図るため、地域ケア会議の機能を活用し、チームとして包括的・総合的に支援が可能な体制の構築を推進します。

### ② 新たな地域支え合いの構築

- 「遠野市地域福祉計画」に基づき、保健・医療・介護・福祉が一体となった取組を進めるとともに、遠野市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」と連携を強化した活動を推進し、小さな拠点での「新たな地域支え合い」による「福祉でとおのづくり」に取り組みます。
- 社会福祉協議会と連携し、多様な市民ボランティアの育成を図るとともに、遠野市ボランティア連絡協議会の支援を行います。
- 民生児童委員活動の充実と活性化を図り、自治会などの地域団体との連携を通じ、地域ごとに住民同士が共に支えあう地域福祉ネットワークの充実を図ります。
- 障がい者や認知症高齢者が適正な福祉サービスを受け、安心して暮らせるよう権利擁護の体制の充実を図ります。
- 地域見守り活動に関する協力協定を締結している事業者と連携した一人暮らし高齢者の見守りネットワークの充実、緊急通報装置を活用した救急体制の強化を進めます。
- 自主防災組織など地域と連携し、災害時要援護支援者の安否確認、避難体制の充実を図ります。
- 広報活動や遠野テレビ、学校教育や社会教育など、あらゆる学習・講習・体験機会を通じて「福祉のこころ」を育てます。
- 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、自立相談支援員と関係機関が連携し、個々の課題に応じた包括的な支援を行うとともに生活困窮者の自立を促進します。

### ③ 生活保護の適正実施

- 民生児童委員等の協力のもと、生活保護世帯の生活状況を把握するとともに、相談や適正な生活指導を図ります。
- 被保護世帯の自立に向けた、就労による収入の増加を図るため、ケースワーカーや就労支援員が連携し、積極的な就労支援に取り組みます。
- 診療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化、収入資産・扶養能力調査の

充実強化により、認定事務の適正化に取り組みます。

- 生活保護受給者の健康課題を把握し、必要に応じて健診受診の勧奨を行い、生活習慣病の発症予防や重症化予防等につなげます。

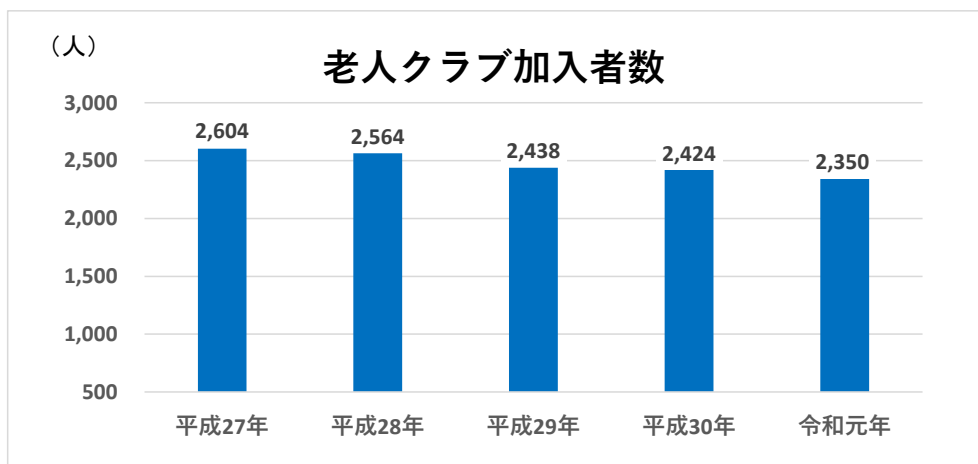
## (2) 高齢者の生きがいづくりの推進

### 現状と課題

本市の総人口に占める高齢者の割合は年々増加し続けている一方、高齢人口は緩やかに減少する見込みです。価値観や社会的意識の多様化など、高齢者を取り巻く環境が変化しており、老人クラブの加入者数は減少傾向にあります。

高齢者の生きがいづくりを目的に、社会貢献活動等に取り組んでいる老人クラブの活動を継続するため、魅力ある活動の支援が必要です。

また、少子高齢化を背景とした労働力不足が問題となっている一方、高齢者の就業意識は高まっています。高齢者の社会参加、健康の維持・増進を図るためにも、高齢者が希望する多様な働き方に対応した就業機会の創出を進める必要があります。



### 施策の方向

#### ① 社会参加への支援

- 老人クラブへの加入促進を図るとともに、心身の健康増進のための健康づくり活動や文化活動等を支援します。
- 友愛訪問やボランティア活動、世代間交流などを啓発し、社会活動への参加を促進します。
- 地域活動を通じて、高齢者の豊富な知識や経験、技能を後世に継承する場の創出と世代間交流を推進します。

#### ② 生涯学習機会と働く場の確保

- 文化活動や学習活動、伝統技術や伝承芸能などの次世代への継承活動により、高齢者が指導者としての生涯学習の場や活躍の場づくりを進めます。
- シルバー人材センターを中心に、高齢者の多様化する働き方に対応した就労の場の

創出と高齢者が地域の担い手として生きがいを持って就労できる環境づくりに努めます。

●みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
34	老人クラブ加入者数(累計)	人	2,350	2,210	2,210	2,210	2,210	2,210	魅力ある老人クラブ活動の支援により、加入者の維持を目指す。
35	シルバー人材センター会員就業率	%	100	100	100	100	100	100	就労活動による社会参加と生きがいの場の創出により、現状の100%会員就業率の維持を目指す。

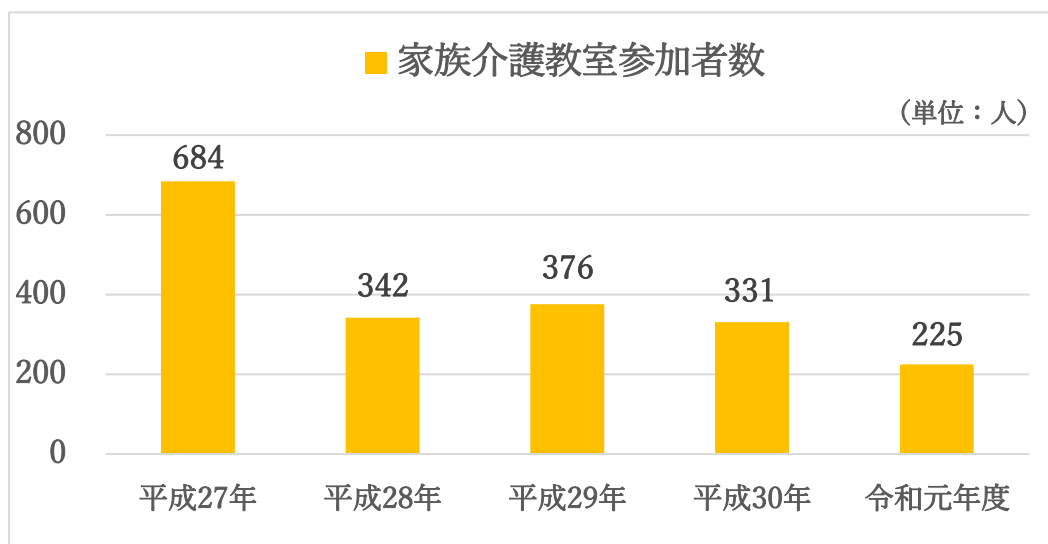
(3) 介護予防・介護サービスの充実

現状と課題

全国的な少子高齢化の進行により、国内では支えられる側が支える側より多くなる「肩車型社会」の到来が懸念されています。このことから、高齢者が生きがいをもって、できる限り支え手としていられるよう「生涯現役」に向けた取組が行われています。

本市においても、高齢者がいつまでも元気で生きがいをもって暮らすことができるよう、健康づくり及び介護予防事業の充実を図ってきました。また、疾病などにより介護が必要となった高齢者については、安心して介護が受けられるようサービスの充実や家族介護者に対する支援を行ってきました。

今後も人口減少に伴い労働人口の減少が進むことになれば、さらに介護に携わる担い手の不足が生じ、介護サービス事業所などの資源を維持していくことが困難になる可能性があります。このことから、関係する機関が連携して必要なサービスを包括的に提供できる体制づくりを進める必要があります。



【介護保険第1号被保険者数】

(単位：人、%)

区分	65歳以上 75歳未満	75歳以上	(再掲) 外国人	(再掲) 住所地特 例	計	高齢化率
平成30年度	4,326	6,182	(4)	(42)	10,508	39.0
令和元年度	4,419	6,061	(5)	(45)	10,480	39.6

資料 令和2年3月介護保険事業状況報告から  
(住所地特例含むため住民基本台帳と差異有)

H31. 3月末人口26,899人

R2. 3月末人口26,378人

【要介護度別認定者数】

(単位：人)

区分		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
平成30年度		323 (15.8%)	176 (8.6%)	451 (22.1%)	336 (16.4%)	274 (13.4%)	267 (13.1%)	217 (10.6%)	2,044 (100%)
令和 元 年 度	第1号被保険者	327	157	465	294	266	282	199	1,990
	65～75歳未満	27	10	21	25	30	19	13	145
	75歳～以上	300	147	444	269	236	263	186	1,845
	第2号被保険者	5	5	3	10	6	4	5	38
	計	332 (16.4%)	162 (8.0%)	468 (23.1%)	304 (15.0%)	272 (13.4%)	286 (14.1%)	204 (10.0%)	2,028 (100%)

資料 令和2年3月介護保険事業状況報告から

施策の方向

① 介護体制の充実と介護予防事業の推進

- 遠野ハートフルプラン（遠野市高齢者福祉計画及び遠野市介護保険事業計画）に基づき、介護予防を重視した考え方の推進と適切な介護サービスを提供できるよう、安定した介護保険事業運営に努めます。
- 要介護者が孤立せず地域で安心して介護が受けられるよう、身近な地域にある地域密着型サービス事業所や地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の相談機関が連携し、家族介護支援の充実を図ります。
- 在宅の重度の要介護認定者や施設入所待機者の状況を的確に把握するとともに、在宅サービスの充実のため「介護保険事業計画」に基づき、必要な施設整備の推進を図ります。
- すべての高齢者がいつまでも自分らしく生きがい・役割をもって生活できるよう、「住民主体の通いの場」を中心とした「一般介護予防事業」を推進します。
- フレイル（健常から要介護へ移行する中間の段階）の早期発見・予防、健康寿命の延伸を目指しながら、持続可能な介護予防活動の地域展開を進めます。
- 認知症高齢者への支援として、認知症サポーターの養成講座の受講者に対しボランティア活動を促すなど、地域で見守り、支え合うことのできる体制づくりを目指します。



- 高齢者の自立した生活を助長するため、自立支援・介護予防の観点から踏まえた地域ケア個別会議を活用し、目的達成のために必要な社会資源を取り入れた介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。

## ② 介護保険事業の推進

- 適正な法定給付サービスを実施するとともに、需要と負担の動向を検証しながら、適切な給付に努めます。
- 認定調査員の知識向上を図り、公平・公正できめ細かく、正確な訪問調査を推進します。
- 介護認定審査会での多面的な検討による的確な認定と公平性・迅速性の確保に努めます。
- 要介護者一人ひとりの状態や環境にあったサービスを設定するケアプランの質の向上を図り、介護支援専門員（ケアマネージャー）への支援・指導・研修などを行い、相互の連携による介護等サービスの向上に努めます。
- 介護保険サービス利用者支援事業などにより、低所得者の介護保険サービスの利用負担軽減に努めます。
- 介護保険事業者との連携や指導を行い、低所得者の介護保険サービスの利用負担軽減に努めます。
- 福祉・介護の人材確保に向け、ハローワーク等の関係機関・団体との連携・強化に努めます。

## ● みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
36	「住民主体の 通いの場」の実 施グループ数	カ所	5	15	25	30	35	40	地域住民が持続的かつ主体的に介護予防を行う「住民主体の通いの場」の育成支援により、毎年度5カ所の組織増を目指す。
37	生きがい活動 支援通所事業 利用回数	回	5,594	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	介護予防、日常生活支援事業の充実により、毎年度5,500回の利用回数の維持を目指す。
38	認知症サポ ーター養成講座 受講者数	人	200	220	230	240	250	260	認知症介護の充実を図るため、現状に対し、毎年度10人の受講者数の増加を目指す。
39	家族介護教室 参加者数	人	225	230	240	250	260	270	家族介護支援事業の充実により、現状に対し、毎年度10人の参加者数の増を目指す。

#### (4) 障がい者福祉の充実

##### 現状と課題

障がい福祉制度は、障害者総合支援法が施行されたことで、身体・知的・精神の障がい種別に関わらず、共通の仕組みで、障がい者が必要とするサービスを自ら決定し、適切なサービスを受けられる制度になりました。国は、障がいのある人もない人も地域で共に暮らし、共に活動できる社会を目指す共生社会の実現に向け、障がいのある人の生活支援や自立と社会参加を促す施策を講じてきました。

本市では、障がい者が安心して就労し、生活できる、障がい福祉サービス事業所などの整備や運営に対する支援のほか、家族や地域とともに、自立した社会生活への支援に取り組んできました。

今後、障がい者及び障がい者家族等の高齢化が進み、親亡き後の生活や当事者団体等の高齢化による活動の低下に関する問題など、多様な障がい者への支援や障がい福祉サービスの需要に対する支援策の構築と、地域、事業者、行政などが互いに連携し、障がい者と共に生活する共生社会の実現に向けた新たな取組が求められています。

##### 【各種障害者手帳所持者推移】

(各年度末現在 単位：人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい	1,413	1,379	1,314	1,264
知的障がい	259	257	253	259
精神障がい	166	169	179	183
計	1,838	1,805	1,746	1,706

注) 市内に住民登録されている障がい児・者の人数。

##### 【自立支援医療費(精神通院申請件数推移)】

(各年度末現在 単位：件)

年度	新規	更新	医療機関・薬局追加	変更	喪失・返還	再交付	合計
平成28年度	42	286	3	42	13	4	390
平成29年度	51	309	11	64	8	4	447
平成30年度	40	313	0	45	5	8	411
令和元年度	52	294	6	102	1	1	456

##### 【特定疾患治療研究事業申請件数推移】

(各年度末現在 単位：件)

区分	新規	更新	医療機関追加	変更	喪失	再交付	合計
平成28年度	21	202	1	17	8	0	249
平成29年度	13	193	3	17	6	3	235
平成30年度	19	172	4	17	5	3	216
令和元年度	21	165	1	20	3	1	211

【小児慢性特定疾患治療研究事業申請件数】

(各年度末現在 単位：件)

区分	新規	更新	医療機関追加	変更	喪失	再交付	合計
平成28年度	3	27	0	6	0	0	36
平成29年度	2	26	2	5	0	0	35
平成30年度	1	25	1	3	0	0	30
令和元年度	3	28	4	4	0	0	39

施策の方向

① 障がい者の自立と社会参加への支援

- 「遠野市障がい者プラン 2021（第5期遠野市障がい者計画、第6期遠野市障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画）」に基づき、計画的なサービスの提供と相談支援体制の確保に努めます。
- サービス提供事業者、ボランティア団体、障がい者団体、就労関係機関などと連携し、3障がい者が一体化したネットワークの充実を図ります。
- ホームヘルプサービスやショートステイサービスなどの「介護給付」と自立訓練・就労継続支援などの「訓練等給付」の充実を図ります。
- 新設する地域生活支援拠点を始め、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、日中活動サービス支援を強化し、施設入所・入院から地域での自立した生活に移行する、障がい者への支援の充実を図ります。
- 障がい者の居宅での自立支援を目的に、高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業の充実を図ります。
- 関係機関と連携して、職業訓練機会の充実を図るとともに、市内・近隣の企業等の理解を得ながら、障がい者雇用、さらには一般雇用の場の確保に努めます。
- 障がいがある子どもとその保護者を支援するため、療育教室、市外特別支援学校へのスクールバス運行、障害児通所利用者負担助成などの各種取組の推進に努めます。
- 当時者団体の活動について、円滑で活発な活動が推進できるよう支援の充実を図ります。

② 障がいに対する市民の意識啓発

- 市民一人ひとりが障がい者福祉に対する理解を深め、障がい者の自立と社会参加の推進を促すとともに、誰もが住み慣れた地域で互いに尊重し合い、支え合う地域社会づくりを進めます。
- 障がいについての正しい理解を得るため、学校や地域での福祉教育の推進やボランティア活動の充実を図るとともに、差別や偏見のない共生社会の実現に努めます。
- 障がい者の家族や当事者等で組織する家族会等について、会員の高齢化や会員減少による活動停滞に対し、活動の活性化を図るための支援に努めます。
- 手話によってコミュニケーションを図る聴覚障がい者のため、手話でコミュニケーションしやすい地域社会を構築し、手話の普及に努めます。

●みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
40	福祉施設から地域生活への移行者数	人	0	2	2	2	2	2	今後のグループホームの整備、障害福祉サービスの充実等の促進により、毎年度2人の移行を目指す。
41	福祉施設から一般就労への移行者数	人	0	1	1	1	1	1	過去3年間の推移を踏まえて、毎年度1人の移行を目指す。

### 3 子育て支援の推進

#### (1) 少子化対策・子育て支援

##### 現状と課題

国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来の社会経済に深刻な影響を与えるものと懸念しています。

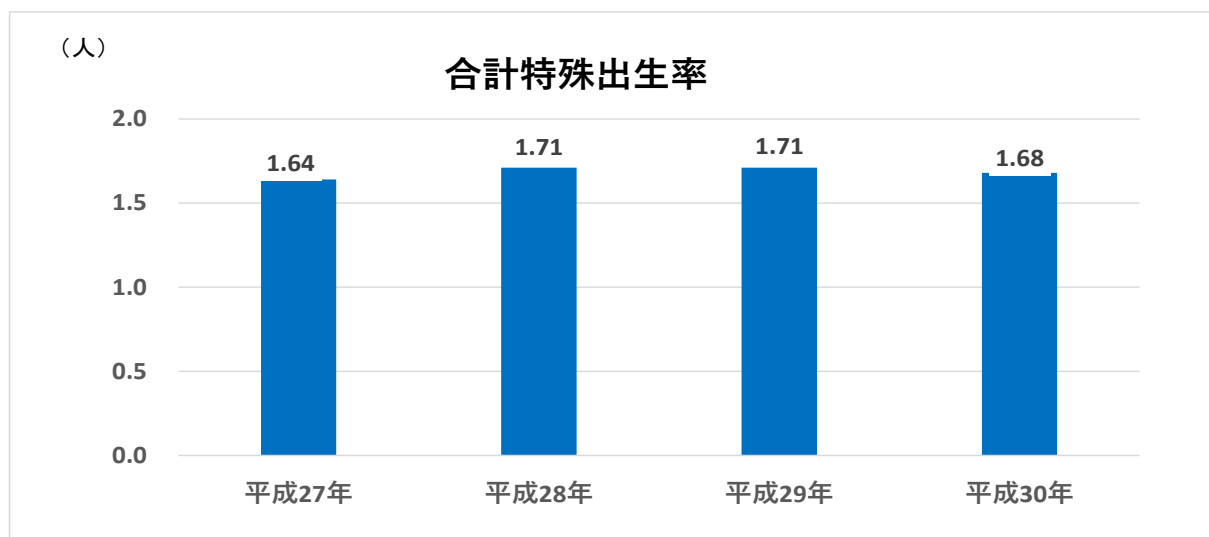
国の合計特殊出生率は、過去最低であった平成17年の1.26から、平成30年は1.42と上昇していますが、人口を維持するために必要とされる2.08を大きく下回っています。

本市の合計特殊出生率は、平成30年で1.68となっており、国の1.42、県の1.55をやや上回っていますが、依然として少子化傾向となっています。

少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、子育て中の孤立感や負担感、年齢や健康上の理由など、様々な要因が複雑に絡み合っています。

本市では、前期基本計画期間において「遠野市少子化対策・子育て支援総合計画（遠野わらすっこプラン）」に基づき、子育てするなら遠野と誰もが思えるようなまちづくりに取り組んできました。

今後は、令和元年度に策定した「第2次遠野わらすっこプラン」による各施策に取り組むとともに、次世代を担う子ども達が、心身共に健やかに育つための子育て支援を、着実に推進していく必要があります。



## 【助産院利用状況】

(単位:人)

年度	妊娠届出数	健診等実人数	内市外利用者	健診等のべ人数 (月平均)	相談のべ人数 (月平均)	助産業務 (※1)	教室参加者	妊婦訪問	のべ利用者総数 (月平均)
27	140	107	16	240 (20.0)	689 (57.4)	42	129	125	1,225 (102.1)
28	144	108	21	222 (18.5)	786 (65.5)	43	87	105	1,243 (103.6)
29	143	96	14	245 (20.4)	948 (79.0)	25	82	111	1,411 (117.6)
30	136	117	22	359 (29.9)	1,028 (85.6)	17	88	132	1,624 (135.3)
1	126	80	4	205 (17.1)	956 (79.7)	17	67	109	1,354 (112.8)

※1:乳房管理、沐浴

## 施策の方向

## ① 少子化対策・子ども・子育て支援総合計画の推進

- 次代を担う子どもや子育て家庭を支援する「第2次遠野わらすっこプラン」に基づき、関係機関との横断的な取組を行うとともに、計画的な施策の推進を図ります。
- 子育て世代が子育てと仕事を両立するための取組として、事業所に対する支援体制の啓発を行うとともに、働き方改革を推進します。
- 一般及び特定不妊治療、不育症治療への費用助成、子どもを望み治療をしている夫婦へのきめ細やかな相談対応を行うとともに、市外産科医療機関での妊産婦健康診査受診時の通院にかかる交通費助成を行います。
- 安心して妊娠・出産、子育てができるよう、切れ目ない支援体制を構築します。
- 岩手県周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」を活用し、医療機関との連携体制の構築及び強化を図りながら、産前・産後サポート事業、妊産婦支援者の育成、産婦健康診査、産後ケアを実施し、切れ目ない支援で妊娠出産子育ての支援を継続します。

## ② 子育て支援の充実

- 子育て家庭への見守りや、地域活動への参画など、地域とつながり育まれる子育てのコミュニティづくりを推進します。
- ICTによる遠野市助産院「ねっと・ゆりかご」の妊産婦支援や産婦人科・小児科オンライン相談サービスの提供を行い、安心して産み育てる支援環境の充実を図ります。
- 定期予防接種の接種勧奨、任意の予防接種について、市独自にワクチン接種費用の助成を行い、発病、重症化の予防に努めます。
- 地域子育て支援センターを中心に、認定こども園、幼稚園、保育所、児童館、児童クラブ、地区センター、小中学校、民生児童委員及び主任児童委員等によるネット

ワークを充実し、子育て家庭に対しての情報提供などの支援サービスの充実を図ります。

- 保護者の子育てと就労、社会活動などの多様な活動を支援するため、地域子ども・子育て支援事業に基づく各種支援を実施するとともに、地域の実情を踏まえた新たな施策を検討し、子どもの健全な育成と子育て世代への支援環境の充実を図ります。
- 保育料の軽減や幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の助成、奨学金貸付制度の充実、医療費給付事業など、子育てに係る経済的負担軽減の充実を図ります。
- 子育て支援に関する情報を発信し、地域子ども・子育て支援事業にかかる支援員の発掘や育成を図るとともに、就労者が育児休業を取得しやすい職場環境の推進等、子育て・仕事・生活の調和を目指した取組を推進します。
- 子育て世帯が地域に定着し、安心してゆとりある生活ができるよう、関係団体等と連携し、多様な生活形態への支援に努めます。
- 独身男女の出会いの場の創出と結婚への気運の醸成を図るとともに、他の地域との交流を促進し、定住人口の増加に向けた取組を推進します。

## (2) 児童・母子等福祉の充実

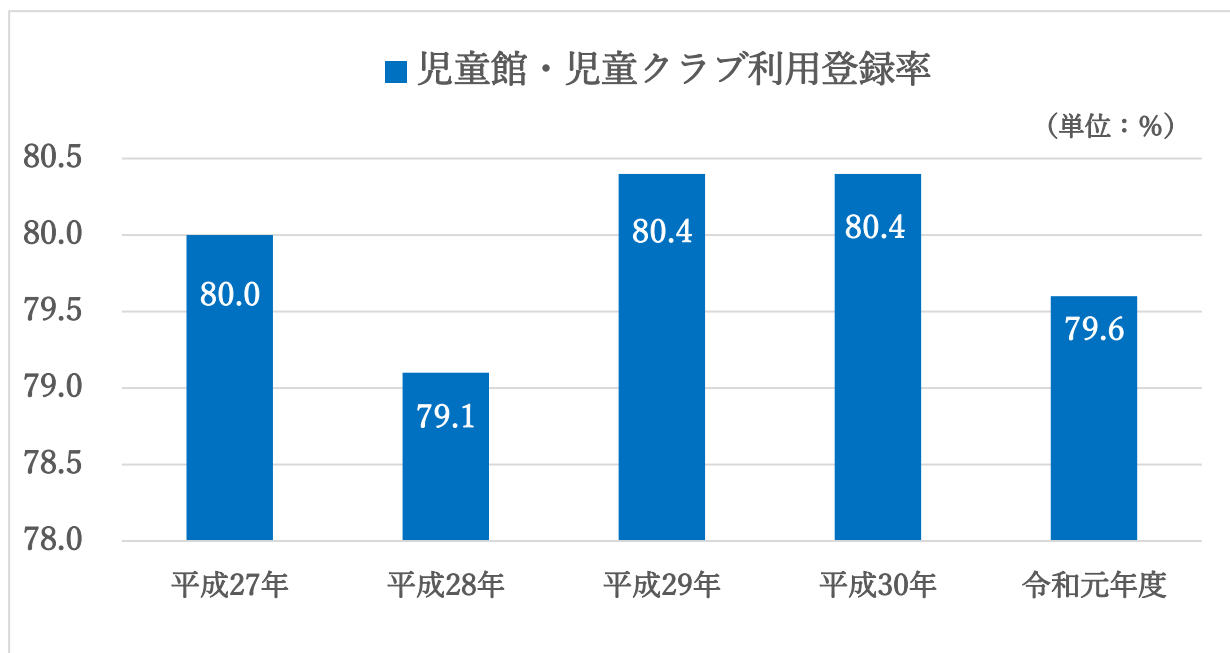
### 現状と課題

子育て世代を取り巻く状況は、平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度発足以降も刻々と変化しています。

保護者の子育てと仕事や生活の両立に向けた支援として、保育所、放課後児童クラブ、病児保育等の定着した保育サービスは着実に継続することが必要です。

増加傾向にある児童虐待に対応するため、令和元年度に設置した、子ども家庭総合支援拠点の円滑な運営とともに、関係機関との連携を緊密にし、子育て家庭へのサポートの充実が求められます。

ひとり親家庭は、経済状況の影響を受けやすいことや、公的支援が行き届きにくい傾向があることから、就労、教育、相談等の支援の充実を図る必要があります。



### 施策の方向

#### ① 保育環境の充実

- 保護者の就労形態の多様化などに対応するため、乳児保育、障がい児保育、延長保育、一時保育、休日保育、病児等保育など、保育内容の充実を図ります。
- 安心安全で質の高い保育が受けられる施設の実現に向け、防犯・防災対策や施設・設備の改善、老朽化施設、少子化に伴う保育所や認定こども園などの再編等、計画的に改築整備を進め、保育環境の充実に努めます。

#### ② 児童の健全育成

- 放課後児童対策として、市内全地区に整備している児童館や児童クラブの活動において、地域の学びや多世代交流等の推進により、児童の健全育成を図ります。
- 児童館・児童クラブ施設の老朽化対策や児童公園、児童遊戯施設（わらすっこの城構想）等の整備については、地域の子育て環境とニーズを踏まえて、計画的に推進します。
- 将来を担う子どもたちのため、地域学習や体験を通して地域理解を深める活動や高齢者や学年を超えたふれあい活動などの学びの環境づくりの充実を図ります。
- 子ども家庭総合支援拠点において、要保護児童対策地域協議会を組織する福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携のもと、児童虐待防止対策を推進します。
- 地域自立支援協議会子ども支援部会の中で、関係機関との連携のもと、特別な支援を必要とする子どもと、その保護者を対象とした各種取組を推進します。

#### ③ ひとり親家庭等への支援の充実

- ひとり親家庭等の現況やニーズの把握に努め、保護者の精神的・経済的不安を解消するため、相談員や民生児童委員、その他関係機関との連携強化を図りながら、安定した生活と自立に向けた総合的な支援に努めます。
- 児童扶養手当、高等職業訓練促進給付金等の各種給付や福祉貸付制度の積極的な周

知と利用促進を図り、ひとり親家庭等の経済的な安定を支援します。

- ハローワークなどの関係機関と連携し、ひとり親家庭等の就労に必要な知識や技能の習得機会を提供します。
- 保護者が安心して働けるよう、保育の充実や放課後児童対策など児童の健全な育成環境を整備します。

●みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (R1)	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	指標設定の考え方
42	合計特殊出生率	—	1.68 (H30 実績)	1.74	1.76	1.78	1.80	1.80	令和6年度までに、国の「少子化社会対策大綱」の基本的な目標である1.80を目指す。
※ 合計特殊出生率 = (母の年齢別出生数 / 同年齢の女子人口) の15歳から49歳までの合計 岩手県保健福祉年報の数値を適用									
43	妊娠・出産について満足している者の割合	%	91.1	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	育児不安が高まりやすい産後1カ月程度の期間において、助産師や保健師から十分なケアを受けることができたかの満足度について、国が示す目標値を目指す。
44	わらすっこ条例応援認定事業者数	事業所	39	41	42	43	44	45	子育て期の従業員が仕事と子育てを両立することができる職場づくり、子どもの育成に関する活動への協力等に努めている事業者数について、現状を踏まえて、令和7年度に45事業所を目指す。
45	児童館・児童クラブ利用登録率(小学生)	%	79.6	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	児童健全育成のため児童館・児童クラブの充実と安定した運営支援により、毎年度80.0%の登録率を目指す。



## II 市長と語ろう会

平成 28 年度から令和元年度までの間に市内各町で開催した『市長と語ろう会』において、市民の皆さんから寄せられた福祉に関する意見や提言は以下の通りです。

### ○意見・提言・質問の概要

	内 容
1	買い物弱者への支援について
2	介護の人材不足について
3	地域包括ケアシステムについて
4	介護サービスについて
5	介護サービスの今後のあり方について
6	要介護者を抱える家族への相談体制の充実について
7	介護と医療の連携について
8	介護施設等の施設利用料の公平化について
9	地域の交流の場の確保について
10	障がい者・健常者・高齢者を交えた交流会の充実について
11	介護福祉施設と障がい者福祉施設の交流について
12	災害公営住宅に対するサポートセンター機能について
13	世代間交流ができる施設の整備について
14	地域による介護について
15	見守り体制の充実について
16	民生委員が持つ情報の外部への提供について
17	高齢者支援について
18	社会福祉協議会のバスの貸し出し範囲について
19	健康づくり事業の推進について
20	産婦人科医の招へいについて
21	少子化対策について
22	教育と介護の連携について
23	健診率が向上する仕組みづくりについて
24	介護職の潜在的な人材発掘・呼び戻し策について
25	小中学生の介護施設での職場体験について
26	医療・福祉・介護の連携について
27	I C T健康づくり事業の活動範囲の拡充について
28	多様性ある社会になるための方策について
29	空き家の利活用による高齢者支援について
30	介護施設の建設について

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることは、誰もが望む共通の願いです。

そのためには、地域で暮らす人々が、個々の個性や価値観を認め合い、その地域で暮らす誰もが共に支え合う「地域共生社会」の実現が不可欠です。

地域住民一人ひとりが地域の課題を「我が事」として捉え、主体的に取り組む機運の醸成を図るとともに、様々な地域課題を、市民、行政、関係団体が一体となり、「丸ごと」支援できる相談体制の構築を推進していきます。

市民一人ひとりが自ら進んで行動し、ともに支え合う社会システムづくりを進め、誰もが安心して暮らせる福祉のまち遠野を目指します。市総合計画に定められた SDGs（注）の推進方法に則り、国際目標の SDGs の要素を反映し、本計画の基本理念を次のとおり定め取り組みます。

（注） Sustainable Development Goals の略称。2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰ひとり残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むもの。

#### ①住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるための地域共生社会の実現

「福祉の担い手」である地域住民との協働により、地域で支える仕組みを構築することにより、個人の暮らしと尊厳を守る。

#### ②包括的な支援体制の整備

地域で生活する住民一人ひとりの多種・多様な福祉ニーズに対し、法的サービスの活用だけでは解決できない地域課題においては、主体性をもった市民参画・市民協働の取り組みを通じて、社会資源の開発・活用が図られることで地域社会の福祉向上を図る。

#### ③地域における安心・安全の確保

市民協働とコミュニティの再形成を図りながら、地域福祉の向上を図る活動に「地域ぐるみ」で取り組むことを通じて地域の活性化を図る。

#### ④新たな地域支え合いの創出

地域に暮らす誰もが何かしらの役割を担い、人と人々が支え合う新しい取り組みを創出するための支援を行う。

## 2 施策の基本目標

総合計画の大綱2に掲げる地域づくりの基本的考え方「保健、医療、介護、福祉の連携を図りながら、遠野型地域包括支援システムを推進し、全ての市民が、心身ともに健やかで、いきいきとした人生を過ごし、助け合いながら輝くまちづくりに取り組むためには、行政、市民、社会福祉関係機関・団体等が協働で取り組むことが必要です。また、生涯にわたっての自立生活を地域で継続するために、それぞれの立場で自助・互助・共助・公助の役割を果たしていくことが求められます。このことから、地域福祉計画における施策の基本目標を次のとおりとします。

# 基本目標の体系

## 基本目標1 人づくり～地域を支える人材の育成～

- (1) ココロを育む学習機会の提供
- (2) 心のバリアフリーの醸成
- (3) ボランティアの養成、活動支援
- (4) 民生児童委員等活動支援体制の整備
- (5) 地域福祉活動コーディネーターの配置

## 基本目標2 仕組みづくり ～支援につながる・つなげる仕組みの展開～

- (1) 総合的な相談支援体制の充実
- (2) 福祉サービスの情報発信
- (3) 社会的孤立の防止
- (4) 生活困窮者・生活保護受給者の自立支援
- (5) 子どもや子育て家庭への支援の充実
- (6) 成年後見制度の利用促進
- (7) 災害時避難行動要援護者の支援

## 基本目標3 まちづくり ～新たな地域支え合いの構築～

- (1) 小さな拠点と連携した福祉事業への住民参画の促進
- (2) 新たな地域支え合いの促進による生活支援サービスの提供
- (3) ボランティア団体等に対する活動支援
- (4) 社会福祉法人等の地域貢献活動の充実

## 第4章 地域福祉推進のための施策

### 基本目標1 人づくり ～地域を支える人材の育成～

地域福祉を進めることは、地域づくり、そして人づくりともいえます。誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市民一人ひとりが地域の一員としての自覚を持ち、互いに支え合う意識の醸成を図るとともに、ボランティア活動や地域活動に進んで参加する人材の育成を進めます。

SDGs(※)目標タグ



(※) Sustainable Development Goal S (ソーシャル デベロップメント ゴールズ ～持続可能な開発目標～) の略称。2015年9月の国連サミットで採択された、令和12(2030)年を年限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。すべての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰ひとり残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むもの。

### 基本目標1 人づくり～地域を支える人材の育成～

(1) ココロを育む学習機会の提供

(2) 心のバリアフリーの醸成

(3) ボランティアの養成、活動支援

(4) 民生児童委員の活動支援

(5) 地域福祉活動コーディネーターの配置

#### (1) ココロを育む学習機会の提供

福祉のこころを育む基盤となるのは人材の育成です。特に次代を担う子どもたちの「福祉のこころ」を育む教育が重要と考えます。命を大切に、人権を尊重する心など、基本的な倫理観や他人を思いやる心の優しさ、相手の立場になって考えたり、共感したりすることのできる温かい心を育むため、体験学習や施設訪問、地域での奉仕活動など、様々な取り組みを行います。

#### (2) 心のバリアフリー（※1）の醸成

地域住民が共に支え合う共生社会の実現のためには、それぞれが生活の上でどのようなことに困難さを感じているか理解し合うことが大切です。地域住民が、障がいの有無や年齢、性別などに関わらず、お互いの個性を尊重し合いながら地域活動に積極的に関わられるよう、地域が抱える生活・福祉課題を他人事ではなく「我が事」として捉え、地域の資源を活用して解決を目指すため、講座や研修会を企画し、地域福祉活動の担い手育成や活性化に取り組んでいきます。

（※1）多様な人が社会に参加する上の障壁（バリア）を取り除くこと。

#### (3) ボランティアの養成、活動支援

子供から高齢者まで幅広い世代を対象としてボランティアを養成するため、市と社会福祉協議会のボランティアセンター「ちょボラ」が連携し、活動支援を推し進めるとともに、福祉ボランティア活動に必要な知識・技術を習得するための研修機会の確保に努め、市独自での開催が難しい場合には、関係団体が開催する研修会の周知・広報を行います。また、働く意欲のある高齢者が培った能力や経験を生かし、生涯現役で活躍し続けられる社会環境の整備に努めます。

#### (4) 民生児童委員等地域活動支援体制の整備

民生児童委員は、担当地区の住民の生活状態の把握や相談支援、福祉サービスの利用援助など、様々な活動を行う地域住民にとって最も身近な相談相手です。住民が抱える生活・福祉課題などの早期発見や迅速かつ適切な相談支援などを行う民生児童委員の活動をより充実・強化するために、個人情報などの適切な管理の下で、地域の要援護者情報等を提供します。また、各地区の民生児童委員と自治会等が連携し、地域住民の生活課題の早期発見や相談支援活動が行えるよう支援します。

#### (5) 地域福祉活動コーディネーター（CSW）の配置

様々な福祉ニーズに対応した地域福祉活動を効果的に行うためには、地域の生活・福祉課題を的確に把握し、支援の内容や方法を検討する際に中心的な役割を担える地域福祉活動コーディネーター（以下「CSW」と言う。）を育成・配置することが必要です。CSWは、行政や社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、自治会、民生委員・児童委員などの関係機関・団体等のネットワークの中で、支援の内容や方法などを検討するとともに、フォーマルなサービスとインフォーマルな福祉活動とを繋ぎ、具体的な支援に結びつける「コーディネート機能」を担うことができる人材でなければなりません。岩手県社会福祉協議会主催の地域の福祉課題の

理解や、活動のノウハウ習得等を目的とした養成研修等に市職員等が参加し、技能の取得と先進事例の情報収集に努めるとともに、地域福祉コーディネーターが、所属組織に留まらず、地域福祉の視点を取り入れた活動を広く展開できるよう、フォロー体制を整備します。

## 基本目標 2 仕組みづくり ～支援につながる・つなげる仕組みの展開～

誰もが地域で安心した生活を送ることができるよう、身近なところで気軽に相談ができる体制を整備するほか、介護者、障がい者、児童、生活困窮者などの領域別のフォーマル（※2）な福祉サービスのみならず、住まい、就労、家計などのインフォーマル（※3）な支援までを含めた包括的な生活支援を行う仕組みづくりを作ります。

SDGs 目標タグ



（※2） 公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援のこと。

（※3） フォーマル以外の支援。介護保険制度外で展開される地域の見守りサービスのような支援のこと。

### 基本目標 2 仕組みづくり ～支援につながる・つなげる仕組みの展開～

(1) 総合的な相談支援体制の充実

(2) 福祉サービスの情報発信

(3) 社会的孤立の防止

(4) 生活困窮者・生活保護受給者の自立支援

(5) 子どもや子育て家庭への支援の充実

(6) 成年後見制度の利用促進

(7) 災害時避難行動要援護者の支援



(1) 総合的な相談支援体制の充実

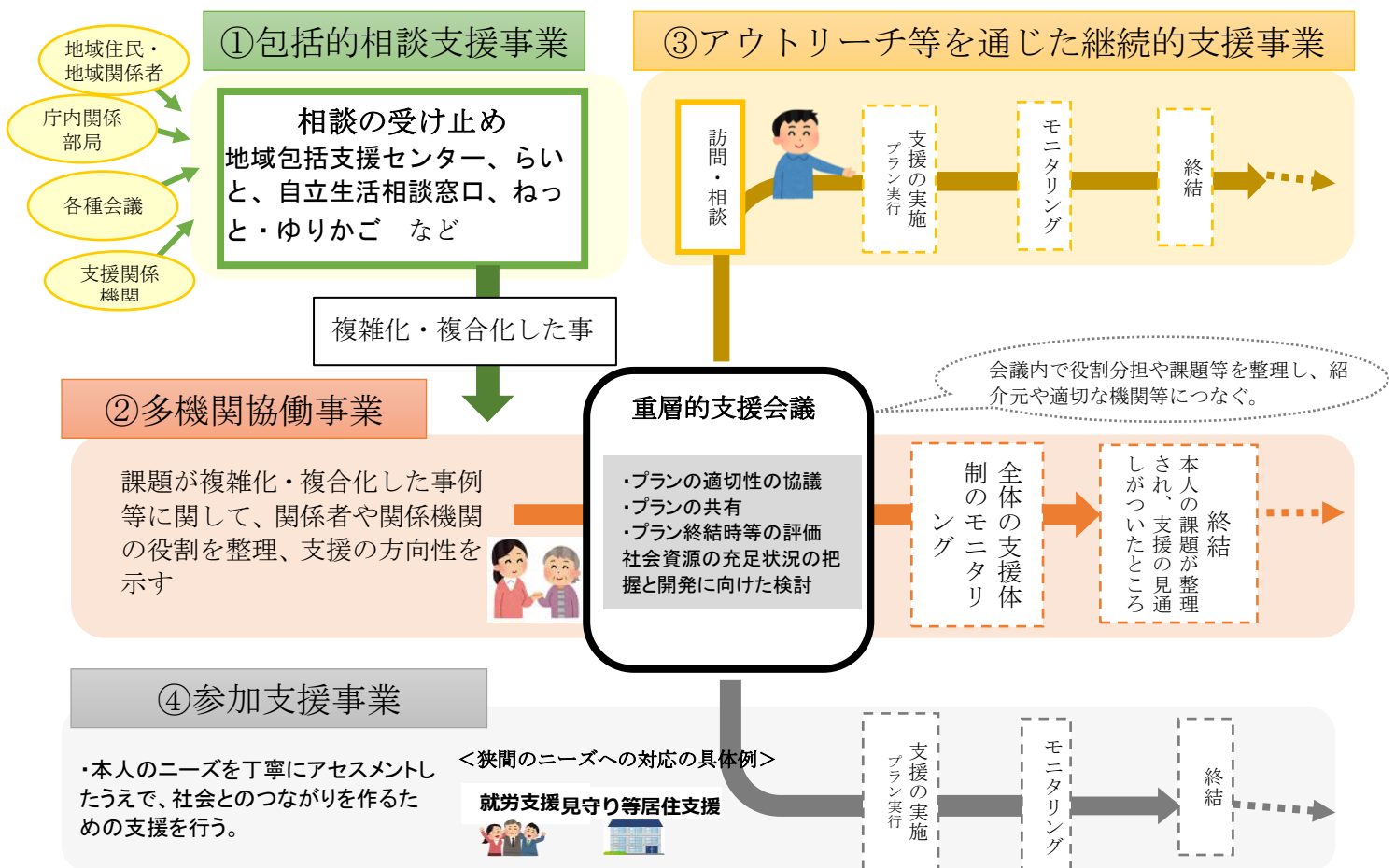
現在、本市では高齢者、障がい者、児童など、様々な分野ごとの福祉相談に応じていますが、相談内容が複雑かつ多様化してきており、1つの相談機関だけでは解決に結びつかないケースが増えてきています。それぞれの相談機関の持つ専門性を活かし、多様な問題やニーズを抱える地域住民に対して迅速かつ適切な相談支援を行うため、従来の対象別や分野別といった「縦割り行政」の枠を超え、福祉サービスの利用から生活支援まで様々な相談を「丸ごと」受け止める総合相談体制を整備し、相談内容に応じた支援機関につなぐことで、各機関がそれぞれの機能を活かした支援を行い、課題の解決を図る必要があります。このことから、令和3年度から重層的支援体制整備事業に取り組めます。

重層的支援体制整備事業は、これまでの介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築し①包括的相談支援、②多機関協働、③アウトリーチ等を通じた継続的支援、④参加支援、⑤地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

本事業では、市全体を3層に整理し、第1層は、遠野市の全体的な調整を担う機能を担い、遠野健康福祉の里（福祉事務所・保健センター）と総合福祉センター（社会福祉協議会）を多機関協働・連携の拠点と位置づけて行政関係機関や各施設との連携を図るほか、第2層での地域づくりのバックアップ機能を担います。

第2層では、小さな拠点（地区センター）を中心に「新たな地域支え合い」を住

【重層的支援体制整備事業の支援の流れ】

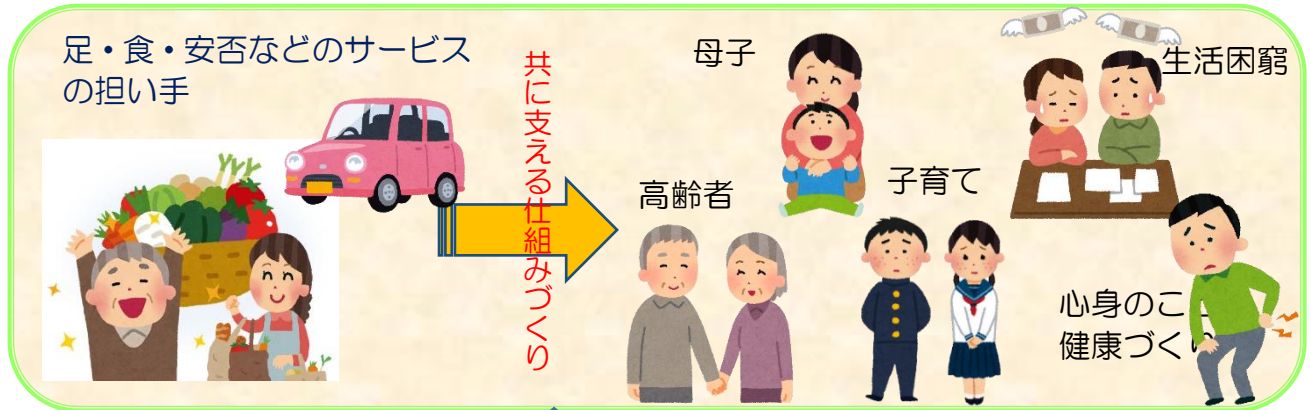


民主体で創出することの支援、身近な相談窓口として対応を行うため、専門性の高い相談員を配置します。

第3層は、行政区単位を想定しており、住民誰もがサービスの担い手となり、支えられる側であるとともに支え手（担い手）となる関係づくりを図ります。

【重層的支援体制整備事業の全体イメージ】 ※ ⑤地域づくりに向けた支援

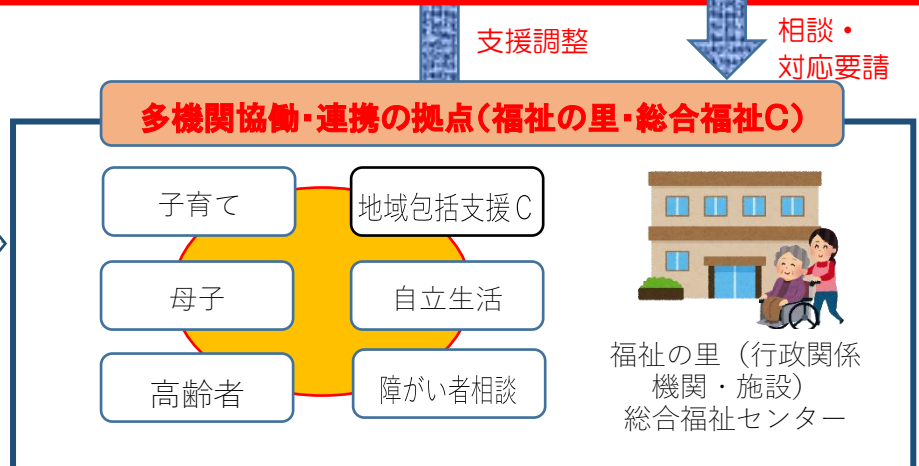
### 第3層 サービス資源と市民



### 第2層 小・中学校区域



### 第1層 市町村区域



【重層的支援体制整備事業の内容】

事業名	事業内容等
①包括的相談支援事業	<p>相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供を行います。</p> <p>単独の相談支援機関（窓口）で解決が難しい事例は、適切な相談窓口や各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。</p> <p>相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援機関の相互で役割分担の整理が必要な事例は、多機関協働事業につなぎ対応します。</p> <p>○連携する主たる相談支援機関・窓口</p> <p>地域包括支援センター（高齢者、介護） ※1</p> <p>相談支援事業所らいと（障がい） ※2</p> <p>ねっと・ゆりかご、母子保健担当課（子育て） ※1</p> <p>自立生活相談窓口（生活困窮） ※2</p> <p>○地域の相談窓口</p> <p>小さな拠点（地区センター）に相談員を配置。</p> <p>既に配置している地区：綾織、土淵、青笹</p> <p>令和3年度に配置する地区：遠野、小友、附馬牛、上郷</p> <p>令和4年度以降に配置する地区：松崎、宮守</p> <p>なお、宮守においては、達曽部、鱒沢への配置も検討。将来的には11地区での対応を図る。</p> <p>※1直営、※2委託</p>
②多機関協働事業	<p>包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぎます。</p> <p>多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮ります。</p> <p>重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指します。</p> <p>○多機関協働の調整機能</p> <p>調整機能の仕組みを遠野健康福祉の里に整えます。</p> <p>社会福祉協議会が受託する「自立生活相談窓口」「多機関協働」の担当者与健康福祉の里職員が中核メンバーとなって「重層的支援会議」と「支援会議」開催を定例（月1回）または随時開催。また、相談者支援に係るプラン作成を中心となって作成するほか、関係機関への作成支援も必要により行います。</p> <p>なお、行政の関係課と社会福祉協議会との定例会を毎月開催して事業全体の連絡調整を図ります。</p>

<p>③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</p>	<p>複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題（例えば、高齢者家族と同居する長期にわたりひきこもりの状態にある方など）を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けます。</p> <p>各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つけていきます。</p> <p>○実施体制</p> <p>多機関協働事業による中核メンバーにおいて調整を行うほか、地域の相談窓口の相談員が主体または連携して支援を行います。</p>
<p>④参加支援事業</p>	<p>各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。</p> <p>利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行います。</p> <p>○実施体制</p> <p>多機関協働事業による中核メンバーにおいて調整を行うほか、地域の相談窓口の相談員が主体または連携して地域における資源開発や利用調整支援を行います。</p> <p>参加支援を行う際には、小さな拠点（地区センター）との連携やちよボラなどと連携を図って行きます。</p>
<p>⑤地域づくりに向けた支援事業</p>	<p>地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を小さな拠点（地区センター）に（仮称）地域支え合いセンターとして整備を目指します。</p> <p>地域で実施されている個別の活動や人材を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる取組みを行います。</p> <p>○小さな拠点（地区センター）に地域の相談窓口として相談員を順次配置する中で、将来的には11地区での対応を図ります。</p> <p>○社会福祉協議会の社協支部（11地区）とも連携を図ります。</p> <p>○地域介護予防活動支援事業による住民主体で介護予防に取り組む「通いの場」づくり、生活支援体制整備事業による地域支援の担い手育成やサービス開発、地域活動支援センター事業による障がい者の日中活動支援、地域子育て支援拠点事業による子育て中の親子の支援が相互に協力して地域づくりに取組みます。</p>

## (2) 福祉サービスの情報発信

年齢も生活習慣も様々な地域に暮らす人々が、利用したい福祉サービスの情報をできるだけ容易に得ることができるよう、特定的手段に限定せず、広報誌やホームページ、遠野テレビを活用し、それぞれの媒体の特性を生かした情報発信を行います。

## (3) 社会的孤立の防止

近年、独居高齢者やひとり親世帯、ひきこもりといった、支援を要する状況になっても、地域や関係機関から把握されない、又は何も支援できない状況に陥っている「社会的孤立」という問題が生じています。「社会的孤立」は、最悪の場合「自殺」や「孤独死」につながる深刻な問題です。第3期地域福祉計画では「心のケア推進プラン」により「心の健康づくり」に取り組むとともに、支援者となるゲートキーパー（※）と傾聴ボランティア（※）の養成と、ボランティア団体の育成支援を行ってきましたが、今後も継続して取り組んでいきます。

また、地域で支援が必要な人が孤立することがないように、民生児童委員による訪問活動や安否確認などにより、支援対象者の実態把握に努め、専門的な支援が必要と判断される場合には適切な橋渡しを行い、問題の深刻化により生じる生活困窮や自殺の防止を図ります。

※傾聴ボランティア 高齢者や大震災の被災者など悩みや寂しさを抱える人の話を真摯に聴くことで相手の心のケアをする活動。カウンセリングと異なり、原則的に問題解決のためのアドバイスなどは行わない。

※ゲートキーパー 「命の門番」と呼ばれる支援者で、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援に繋げ、見守る人のこと。

## (4) 生活困窮者・生活保護受給者の自立支援

高齢者や障害者のみで構成される世帯、ひとり親世帯など、生活保護制度を含めた様々な生活支援を要する家庭が増えています。これらのほか、8050問題（※）を抱える世帯や長期離職者、生活困窮に陥るリスクの高い世帯に対するセーフティネットを整備するため、生活困窮者自立相談支援機関とともに、福祉分野に限らず、消費者行政、労働、住宅、教育、司法など様々な分野の団体と連携を図り、個々の状況に応じた適切な生活支援を行います。また、就労弱者（罪に問われた人や就労困難な社会的弱者等）が経済的に自立し、健全な社会復帰ができるよう、関係機関と協力して、就労機会の提供体制を整備していきます。

（※）「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題。背景にあるのは子どもの「引きこもり」である。

## (5) 子どもや子育て家庭への支援の充実

本市の合計特殊出生率は、国や県の数値をやや上回ってはいるものの、依然として少子化傾向にあります。少子化の背景には、経済的な不安定さ、仕事と子育ての

両立の難しさ、出会いの機会の減少、子育て中の孤立感や負担感など、様々な要因が複雑に絡み合っています。若い世代の出会いの場を創出するとともに、次代を担う子どもや子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるような環境づくりを推進し、妊娠・出産、子育てにわたる切れ目のない支援体制を構築します。

#### (6) 成年後見制度の利用促進

認知症や障害などで判断能力が十分でない人が、不利益を受けることなく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みの構築が求められます。例えば、福祉サービスの利用手続きの代行や相談のほかに、本人が有する財産や様々な権利を保護することなどが挙げられます。社会福祉協議会では、日常の金銭管理や福祉サービスの利用に必要な契約手続を援助するために、日常生活自立支援事業を行っているほか、本人の判断能力の程度に応じて、財産管理や権利行使を代行するため、家庭裁判所が後見人等を選任する成年後見制度では「法人後見」の受任をしています。親族等が家庭裁判所へ成年後見等の申立てができない事例では、市（市長）が申立てを行うことができます。令和元年7月に開設された釜石・遠野地域成年後見センターの存在を広く周知するとともに、質の高い利用者本位の福祉サービスが提供されるように努めます。また、虐待やDVについては、関係機関等との連携により虐待防止、早期発見・対応に取り組みます。

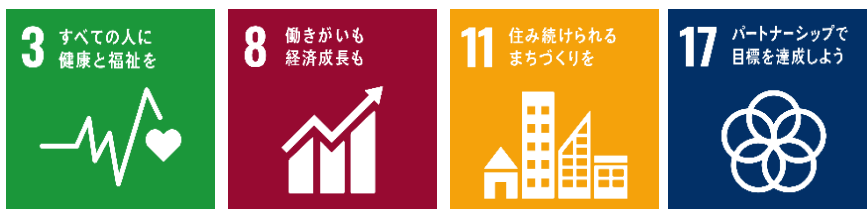
#### (7) 災害時要援護者の支援

自力で迅速な避難行動をとることが困難な住民への支援が、迅速かつ的確に行われるためには、災害時の支援だけではなく、普段の日常生活から地域で見守り、いざというときに素早く支援できる仕組みが地域に定着していることが必要です。要援護者情報の共有、避難支援者の選定、避難経路や避難所の確認など、市、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、消防団等が相互に協力し、災害の発生に備えた地域住民による支援体制の整備を行います。

## 基本目標3 まちづくり ～新たな地域支え合いの構築～

個人、団体がより一層活躍できる地域づくりを進め、住民参加による生活支援サービスの創出や社会福祉法人・企業による地域貢献活動の実施を促すことで、地域活性化の好循環につなげます。

SDGs 目標タグ



### 基本目標3 まちづくり ～新たな地域支え合いの構築～

- (1) 小さな拠点と連携した福祉事業への住民参画の促進
- (2) 新たな地域支え合いによる生活支援サービスの提供
- (3) ボランティア団体等に対する活動支援
- (4) 社会福祉法人等の地域貢献活動の充実

(1) 小さな拠点と連携した福祉事業への住民参画の促進

地域福祉の推進のためには、地域住民が福祉行政に関心を持ち、主体的に関与できる開かれた環境を作っていく必要があります。福祉行政への住民参画を推進し、意識啓発を図るため、広報やホームページ、遠野テレビ等を活用した情報提供を行うとともに、新たな地域支え合いの拠点である「小さな拠点」と行政が連携し、各種福祉計画の検討過程から地域住民が関与できる仕組みの検討を進め、住民参画の機会を増やします。

(2) 新たな地域支え合いによる生活支援サービスの提供

公的なサービスによる支援だけでは賄いきれない部分、買い物や雪かき、子育てなど、日常生活に支援を要している住民が、地域で安心して暮らしていくためには、住民同士の支え合いによる互助的なサービス等により補っていく必要があります。支援が必要な住民のニーズを把握し、住民主体の生活支援サービスを創出していくため、社会福祉協議会や各町の地域づくり連絡協議会などの関係機関と連携し、新たな地域支えあいによる住民主体の生活支援サービスの創出や、運営を支援する仕組みづくりを構築します。

(3) ボランティア団体等への活動支援

地域の福祉ニーズが多様化・複雑化し、公的な福祉サービスだけでは対応できない状況が増えており、ボランティア団体等への期待が高まっています。社会福祉協議会のボランティアセンター「ちょボラ」など、地域で活動するボランティア団体等が既に行っている「ふれあい・いきいきサロン」や「配食サービス」のほか、地域の多様なニーズに対応した福祉活動を展開するため、各団体の活動内容や募集・案内などの情報発信（情報提供）を行うほか、団体の希望に応じた活動場所の確保を支援します。

(4) 社会福祉法人等の地域貢献活動の充実

社会福祉法人や法人の運営する福祉サービス事業所は、サービス提供を行うための専門的な知識や技能などを有しており、そのノウハウを地域に対して活用することは、地域にとって大きな財産となります。

市内に拠点を置く社会福祉法人等が、運営している事業所の持つ専門的な知識や技能、施設等の機能を活用し、地域の実情に即した地域福祉サービスの提供・創出に貢献できるよう、行政はそれぞれの法人へ今ある住民ニーズを伝え、法人としてどのような活動ができるか支援していきます。



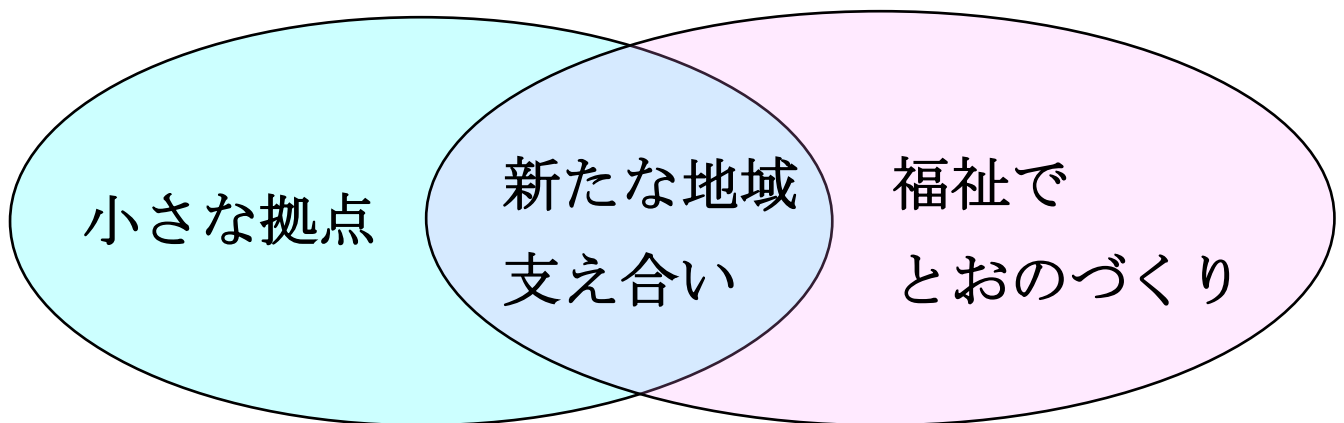
## 第5章 行政区等再編に伴う新たな地域支え合い支援

### 1 「新たな地域支え合い」による「福祉でとおのづくり」

#### ○「福祉でとおのづくり」とは

遠野市では、遠野健康福祉の里（社会福祉法で定める福祉事務所）で策定する各福祉計画に「福祉でまちづくり」を掲げています。市と遠野市社会福祉協議会は、福祉を推進する「車の両輪」として、これまでも協力・連携してきました。

しかし、課題を抱える個人や世帯への個別ニーズへの対応は、公的支援の活用のみでは限界を迎えつつあります。課題解決のために、地域住民が自ら取り組み、「新たな地域支え合い」を築くことによって、地域をより良く変えていくまちづくりが求められています。この取り組みを「福祉でとおのづくり」と称します。



#### ○ 小さな拠点による地域づくり

市では、10年20年先の将来を見据えた新たな市民協働の仕組みを構築するため、地域運営組織の構築、地区センターの指定管理者制度の導入、行政区再編、区長制度見直し等により、「小さな拠点」による地域づくりを推進しています。それに伴い、従来の「地域支え合い」の仕組みを見直し、「新たな地域支え合い」を推進します。

#### ○「新たな地域支え合い」とは

地域の課題を、他人事ではなく「我が事」として捉え、地域住民自らが課題解決に向けて取り組むとともに、誰もが何らかの役割を担い、人と人が支え合う取り組み（社会資源）を拡げるためには、個別支援を起点とした地域住民への継続した働きかけが実を結びます。そのためには、コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」と言う。）等専門性の高い人材の支援が必要です。福祉の専門職として、地域運営組織（指定管理者）に設置される部会（課題解決の実行組織）等と連携し、「地域支え合い」に関する情報提供や助言を積極的に行っていきます。

## 2 「新たな地域支え合い」に係る連携協定書の締結

令和2年8月25日に社会福祉法人遠野市社会福祉協議会と協定締結を行い、地域生活課題を抱える住民及びその世帯に対する支援体制並びに住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に築くため、次に掲げる取り組みを推進することとしました。

### (1) 相談支援

「高齢者」「生活困窮」などの属性に限定することなく相談を受け止め、解決に向け関係機関で連携して支援体制を行う体制づくり

### (2) 参加支援

相談を通じて確認されたニーズを捉え、制度の狭間のニーズであっても民間企業や各種団体などの地域資源に働きかける工夫により、相談者の社会とのつながりの回復や多様な参加支援をコーディネートする仕組みづくり

### (3) 新たな地域支え合い支援

住民同士が交流できる場や居場所の確保支援を通じて孤立等を予防するとともに、これまでつながりのなかった人たちがつながることで、人と人との支え合う新しい取り組みを創出

### 【遠野市の役割】

- (1) 「新たな地域支え合い」を機能させるため、コミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）など専門性の高い職員の配置と小さな拠点（地区センター）との連携推進に関する予算の確保
- (2) 「新たな地域支え合い」機能を支えるための組織改編も含めた行政組織の横断的見直し

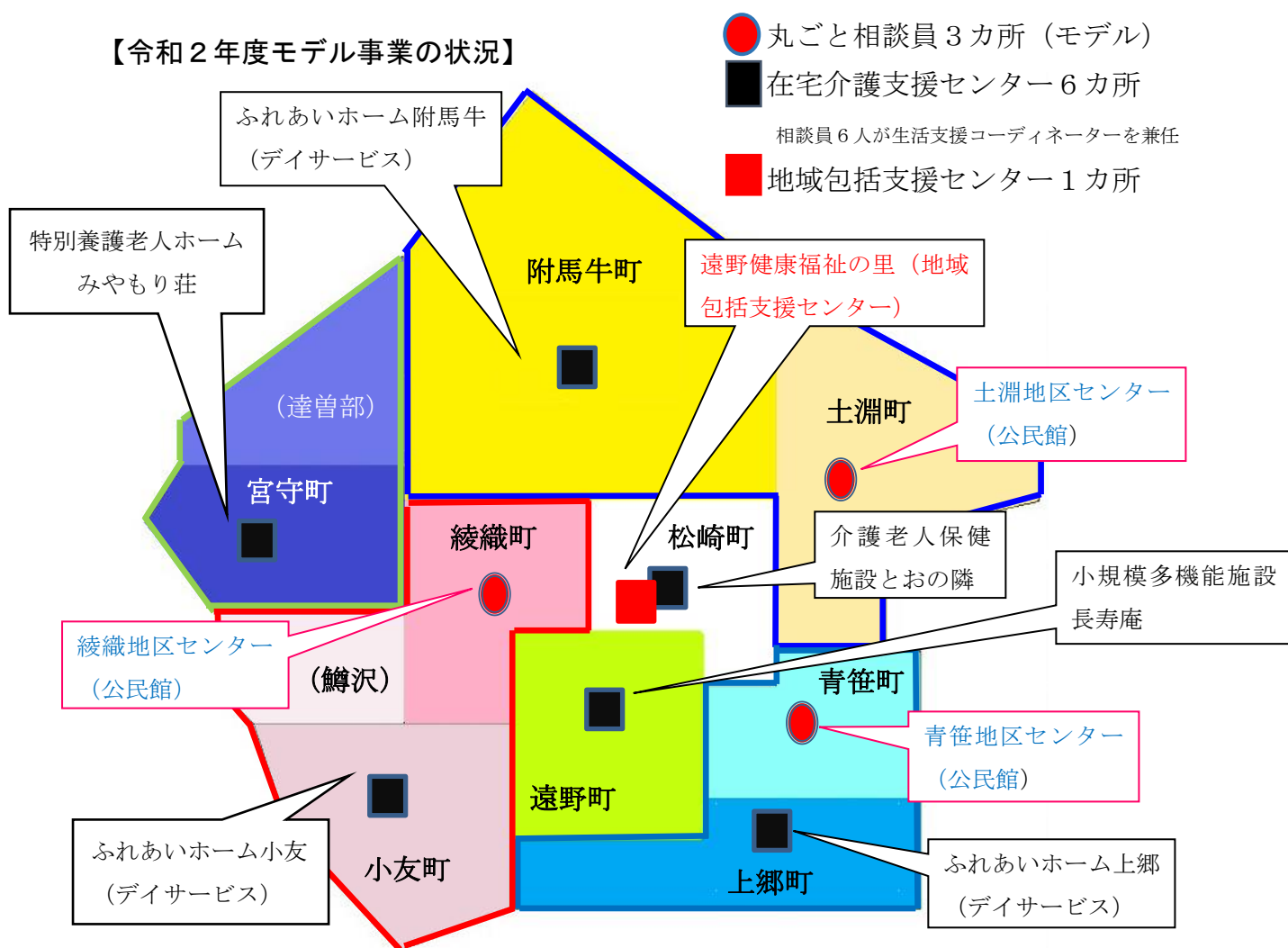
### 【遠野市社会福祉協議会の役割】

- (1) 「新たな地域支え合い」機能実現のための地域支援体制の構築
- (2) CSW等専門性の高い職員の確保と人材育成
- (3) 相談支援機関との有機的連携のための先導的役割

### 3 全地区センターへの相談員の配置

国のモデル事業である「共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」により丸ごと相談員が3地区センターで活動しています。介護保険制度の中で、在宅介護支援センターを市内6カ所の介護事業所へ委託し、各施設で相談員として活動しています。

これらの取り組みから、令和3年度内に遠野市社会福祉協議会に委託している在宅介護支援センター4カ所（遠野、小友、附馬牛、上郷）の相談員が各地区センターを拠点に活動するとともに、令和4年度以降に残りの在宅介護支援センターの相談員も各地区センターで活動できるよう各法人と調整を行います。これにより、全町11地区で相談員が活動していくことになります。



#### 〈在宅介護支援センターの委託先〉

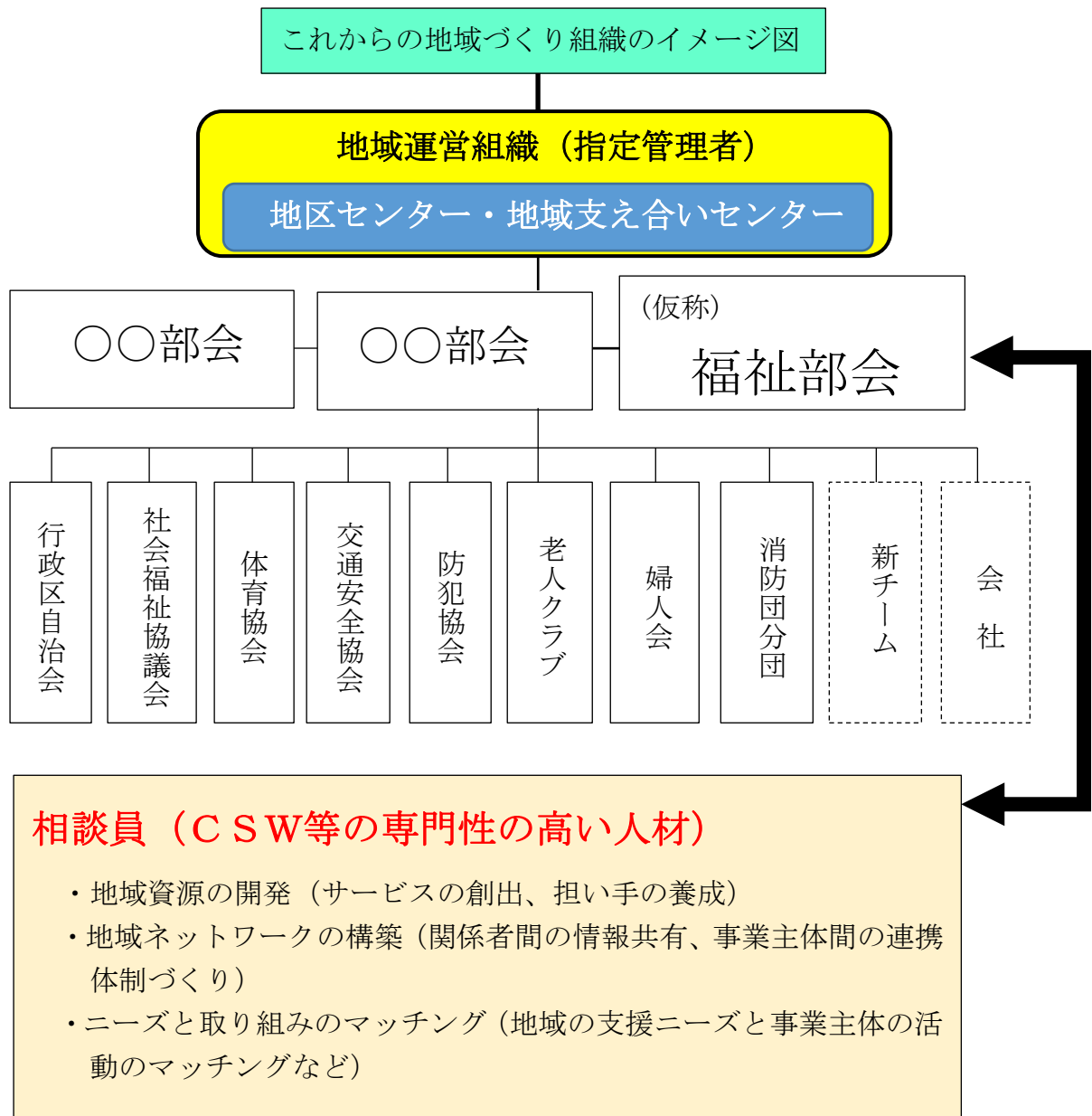
遠野 社会福祉法人遠野市社会福祉協議会

綾織・小友・附馬牛・土淵・青笹・上郷 社会福祉法人遠野市社会福祉協議会

松崎 医療法人敬和会

宮守 社会福祉法人ともり会

#### 4 「新たな地域支え合い」によるこれからの地域づくり

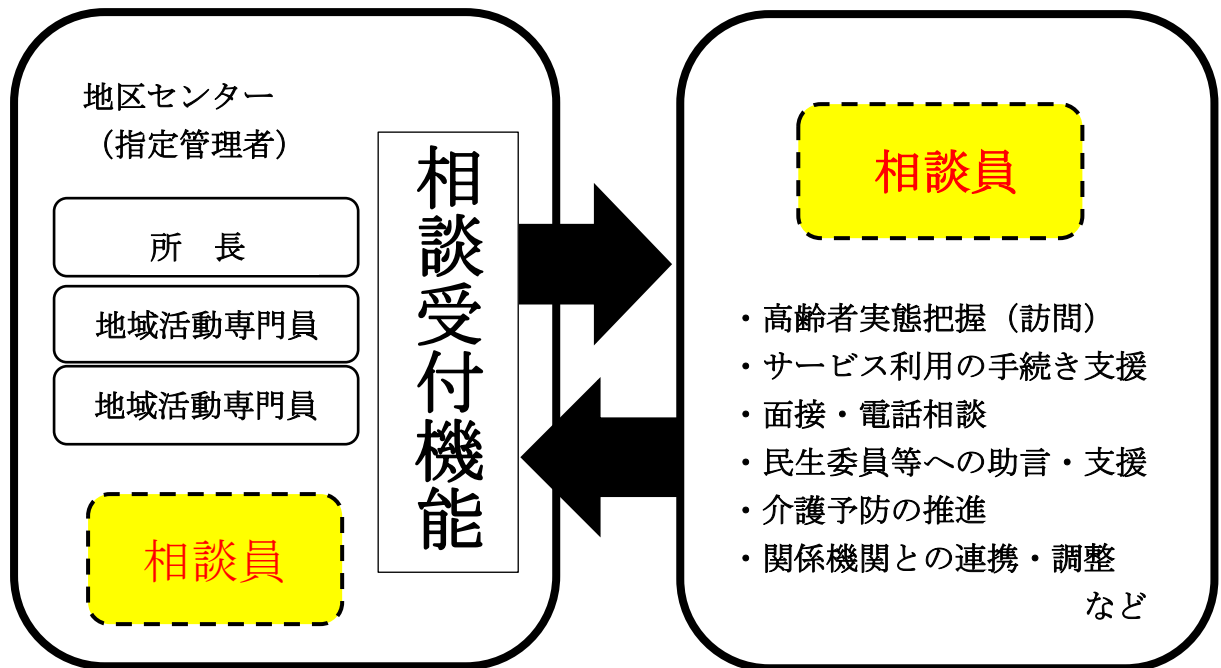


#### ○ 身近な活動拠点「(仮称) 地域ささえあいセンター」の設立

地域住民が主体的に活動する上で、住民にとって身近な活動拠点が必要であり、小さな拠点に住民主体で活動を行う「(仮称) 地域ささえあいセンター」という名称の拠点を位置づけ、次のような取り組みを進めます。

- ① 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮など対象を問わず、誰もが通い、あるいは居場所となる拠点の環境整備を進めます。
- ② 区長、民生児童委員などの地域生活者・社会的弱者の悩みを把握している方からの情報提供を受け、課題解決のために関係機関と連携して支援する拠点の環境整備を進めます。

- ③ (仮称) 地域ささえあいセンター (地区センター) で受け付けた相談内容を相談員へつなぎ、その連絡を受けた相談員は地区センターや相談者宅へ出向いて面接を行い、公的サービスの利用支援とともに、必要に応じて地域団体 (区長・民生委員等) と協力して支援を行います。



この場合でも、住民の異変や福祉ニーズに気付いてもどこに相談すればよいか分からないという事例が多くあることから、相談窓口の住民向けの説明資料の作成を行っていきます。

地域における生活・福祉課題は、制度や公的サービスだけでは対応できない課題が多く、多問題を抱える世帯の場合など、必要な支援を横断的に繋ぎ、家族全体を支えていくため、住民活動や民間との協働により必要な支援を行う上で活用できる制度や資源を探し、繋ぎ、つくり出す取り組みをコーディネートする役割の人が必要となっています。

高齢者については、最も身近な公的相談窓口として市内6カ所の在宅介護支援センターの相談員が生活支援コーディネーターを兼務し、相談から支援に至るまで幅広く対応しています。しかしながら、遠野市社会福祉協議会が運営する在宅介護支援センター3カ所については、2町を1カ所として担当することから、社会資源の構成団体・住民が異なる地域でのコーディネート、地域で活用できる資源を探し、地域で新たなサービスを創り出す取り組みを担うことの難しさが課題となっていました。

令和3年度から生活圏域のエリアを考慮の上、「生活支援コーディネーター」を配置し、活用できる資源の掘り起こしや地域に不足するサービスの創出、関係者間のネットワーク構築を担う役割とともに、身近な相談窓口としての機能を担います。

○遠野健康福祉の里運営審議会委員名簿

(任期：R02. 7. 1～R04. 6. 30)

選出区分	No	推薦機関団体等	役職	氏名	備考
保健、医療、福祉活動等に関する団体及び機関 (17人)	1	遠野市学校保健会	理事	佐々木美紀	
	2	遠野市保健推進委員協議会	会長	菊池 英子	
	3	遠野市食生活改善推進員団体連絡協議会	副会長	菅原 洋子	
	4	遠野市医師会	副会長	菊池 俊彦	
	5	遠野歯科医師会	会長	佐藤圭士郎	
	6	花巻市薬剤師会	支部長	菊池 優子	
	7	岩手県立遠野病院	事務局長	鈴木 清志	
	8	遠野市民生児童委員協議会	会長	佐藤 正市	
	9	遠野市社会福祉協議会	常務理事	菊池 文正	職務代理
	10	遠野市身体障害者福祉協会	会長	菊池 英機	
	11	遠野市手をつなぐ育成会	会長	菊池 昭夫	
	12	遠野市精神障がい者家族会 (すずらんの会)	会長	松崎ふみ子	
	13	介護保険・障がい者施設代表 (社会福祉法人とおの松寿会)	特別養護老人ホーム遠野長寿の郷施設長	遠藤 利則	
	14	介護保険・障がい者施設代表 (医療法人社団敬和会)	老人保健施設とおの事務長	村井 敏明	
	15	介護保険・障がい者施設代表 (社会福祉法人睦会)	社会福祉法人睦会理事長	新里 佳子	会長
	16	介護保険・障がい者施設代表 (社会福祉法人ともり会)	特別養護老人ホームみやもり荘施設長	菊池 昌浩	
	17	釜石広域介護支援専門員連絡協議会	会長	及川 広子	
教育、産業、地域活動等に関する団体及び機関 (5人)	18	遠野商工会	理事	角田 直樹	
	19	遠野市老人クラブ連合会	会長	留場 榮一	
	20	遠野市地域婦人団体協議会	会長	海老 糸子	
	21	遠野市区長連絡協議会	会長	内舘 充幸	
	22	遠野市シルバー人材センター	理事	藤田 一男	
関係行政機関の職員 (3人)	23	県南広域振興局保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター	所長	中野 文男	
	24	遠野警察署	署長	亀山 久雄	
	25	釜石公共職業安定所遠野出張所	所長	昆 政彦	

## 第4期遠野市地域福祉計画

令和3年3月発行

発行 遠野市

編集 遠野市健康福祉部健康福祉の里福祉課

〒 028-0541

岩手県遠野市松崎町白岩字薬研淵4-1

電話 0198-62-5111

FAX 0198-62-1599